

令和2年第1回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回定例会
2	開会	令和2年3月5日
3	閉会	令和2年3月12日
4	会期	8日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	5日 出席10名 欠席 0名 6日 出席10名 欠席 0名 12日 出席10名 欠席 0名
6	議案件数	32件（うち議員提出1件）
7	議決の状況	(1)原案可決 27件 (2)原案承認 4件 (3)決 議 1件
8	法第99条の意見書	0件
9	委員会	予算審査特別委員会付託 1件
10	その他	傍聴者 5日 3名 6日 21名 12日 2名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和2年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和2年3月5日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

2番	佐 藤 妙 子	3番	熊 木 恵 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会長	山 下 義 昭	監 査 委 員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和2年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和2年3月6日（金）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

2番	佐 藤 妙 子	3番	熊 木 恵 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和2年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和2年3月12日（木）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

2番	佐 藤 妙 子	3番	熊 木 恵 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和2年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

本定例会において、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用を許可します。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

2番 佐藤 妙子議員、3番 熊木 恵子議員。以上、御両名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和2年第1回議会定例会の運営について、去る2月27日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件、町からは執行方針2件、令和元年度各会計補正予算7件、条例関係13件、令和2年度各会計予算7件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月5日から3月13日までの9日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、本定例会は、新年度予算の審議等もあり、開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月5日から3月13日までの9日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は3月5日から3月13日までの9日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和2年1月分

の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、4件の行政報告を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について御報告します。北海道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、去る2月27日、対策本部を設置し、感染防止に向け、国・北海道からの情報と今後の対応について確認を行いました。昨日は、第2回対策本部会議を開催し、現状の確認と今後の対策について協議を行いました。本町においては、国・北海道からの要請により、小中学校の休業期間を春休みまで延長し、この措置にあわせて、休止していた学童保育を本日より再開いたします。なお、小中学校の分散登校の実施については、北海道教育委員会の方針が近日中に示されるものと考えます。町立病院については、外来診療を一時的に一部縮小し対応してまいります。また、町主催の行事等については、当面、中止又は延期とし、各公共施設は一部を除き3月19日までの予定で休館いたします。なお、確定申告については、4月16日まで受付期間を延長します。現段階において、町内での感染事例は発生していませんが、引き続き、状況を的確に把握し、国・北海道・関係機関との連携により、感染予防対策に取り組むとともに、住民に対し必要な情報の提供を行ってまいります。

次に、南幌町プレミアム付商品券販売事業について御報告します。全町民を対象とした地域振興プレミアム付商品券事業につきましては、1,024世帯に、全2,000セットを販売し、2月29日現在の利用金額は、2,380万5,000円で、利用率は99.2%となりました。次に、町民税非課税者及び子育て世帯を対象とした、国の制度によるプレミアム付商品券事業につきましては、町民税非課税者の申請を行った608名のうち該当者は568名で、うち子育て世帯の該当者は121名でした。商品券は、2,886セットを販売し、2月29日現在の利用金額は、1,349万5,000円で、利用率は93.5%となりました。

次に、子育て世代住宅建築助成事業について御報告します。本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代を対象とした本事業につきましては、本年度の認定申請件数は23件となり、内訳は、町外16件、町内7件で、16棟の住宅が年度内に建築される見込みです。なお、住宅展示場「みどり野きた住まいのヴィレッジ」については、第1期の6棟が完売となり、第2期の注文住宅区画では、計画7棟のうち、すでに3棟の契約があり、うち2棟が着工しています。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進に取り組んでまいります。

最後に、南幌工業団地への企業進出について御報告します。

本年度は、昨年12月に竣工した「株式会社トクヤマ」をはじめ、本年4月以降に着工予定の「日立建機日本株式会社」、「株式会社大伸」、

「株式会社ニルス」、「ナカザワアグリマシーン株式会社」、「アサヒブリテック株式会社」の6社と売買契約を締結し、合計107,687平方メートルを分譲しました。これにより、南幌工業団地の分譲及び賃貸率は74.3%で、残りの未分譲地は6.4ヘクタールとなりました。引き続き、南幌工業団地への積極的な企業誘致活動を展開してまいります。

議長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 令和2年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町議長 (令和2年度町政執行方針演説をする。)

以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 令和2年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教育議長 (令和2年度教育行政執行方針演説をする。)

以上で、教育行政執行方針演説を終わります。両執行方針演説につきましてはただいまをもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことにいたしますので、御承知願います。

ここで、10時55分まで休憩をいたします。

(午前10時43分)

(午前10時55分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第3号から日程12 議案第9号までの7議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程6 議案第3号 令和元年度南幌町一般会計補正予算
(第5号)

●日程7 議案第4号 令和元年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

●日程8 議案第5号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)

●日程9 議案第6号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

●日程10 議案第7号 令和元年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

●日程11 議案第8号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)

●日程12 議案第9号 令和元年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町議長 ただいま上程をいただきました議案第3号から議案第9号までの7議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第3号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出では病院事業会計繰出金、長幌上水道企業団出資金の追加、歳入では、町税、役場庁舎改修工事実施設計による国庫補助金、南幌工業団地用地売払収入の追加、備荒資金組合超過納付金還付金の減額、並びに事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,813万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,382万7,000円とするものです。

次に、議案第4号 令和元年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では保険給付費、基金積立金の追加、歳入では、国民健康保険税、一般会計繰入金、並びに基金繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,757万円とするものです。

次に、議案第5号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、入院収益、一般会計繰入金、並びに事務事業費の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では既定予算から4,347万9,000円を減額し、5億9,257万円とするものです。収益的支出では既定予算から2,030万1,000円を減額し、6億3,211万3,000円とするものです。資本的収入では既定予算から20万円を減額し、2,214万9,000円とするものです。資本的支出では既定予算から17万4,000円を減額し、3,110万円とするものです。

次に、議案第6号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では職員給与費、江別市汚水処理に係る経費負担金の減額、消費税額の確定、南幌関連工事負担金並びに各事業費の確定による減額、収入では、受益者負担金の追加、一般会計繰入金、下水道事業債の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,022万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,252万5,000円とするものです。

次に、議案第7号 令和元年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では施設管理に係る委託料の減額、歳入では、一般会計繰入金の減額、受益者負担金繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,073万9,000円とするものです。

次に、議案第8号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では保険給付費の減額、基金積立金の追加、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、道負担金並びに一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額

から歳入歳出それぞれ1,367万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,513万5,000円とするもので、

次に、議案第9号 令和元年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億368万8,000円とするものです。

議案第3号につきましては副町長が、議案第4号及び議案第9号につきましては住民課長が、議案第5号につきましては病院事務長が、議案第6号及び議案第7号につきましては都市整備課長が、議案第8号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第3号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の説明を行います。

初めに歳出から説明します。20ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額160万円の減額です。ふるさと応援寄附事業で、事業費の精査を行うものです。

3目財産管理費、補正額5,179万3,000円の減額です。財産管理経費で、15節旧町営プール解体工事に係る入札執行残、及び25節減債基金積立金の減額、教育振興基金積立金の追加は指定寄付によるもので、後ほど歳入で説明します。役場庁舎改修事業は、実施設計に係る入札執行残です。

4目企画振興費、補正額531万5,000円の減額です。協働まちづくり推進事業は実績による精査です。なお、本年度の申請は2団体2事業となっています。

9目職員給与費、補正額646万円の減額です。次ページにかけて、職員給与費で職員の異動などを含め精査するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額50万円の追加です。戸籍住民経費で、個人番号カード関連事務交付金を実績見込みにより追加するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額546万円の減額です。国民健康保険特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。次ページにまいります。

2目障がい者福祉費、補正額720万円の減額です。地域生活支援事業で、ストマ用具利用者及び自動車改造に係る費用の追加、障がい者福祉経費では、扶助費の実績並びに今後の見込みを含め精査するものです。

3目老人福祉費、補正額267万2,000円の減額です。高齢者在宅支援事業で、除雪サービス申込件数の増加による追加、介護保険

特別会計繰出金は、後ほど特別会計で説明いたします。

4目重度心身障がい者福祉費、補正額300万円の減額です。重度心身障がい者医療費助成事業で、実績により扶助費を精査するものです。

7目後期高齢者医療費、補正額1,092万3,000円の減額です。後期高齢者医療事業で、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定、次ページにかけて、後期高齢者医療特別会計繰出金は、後ほど特別会計で説明いたします。

2項1目児童福祉総務費、補正額600万円の減額です。児童生徒等医療費助成事業で、事業費の精査による扶助費の追加、児童福祉総務経費では、実績、並びに今後の見込みを含め扶助費を減額するものです。

3目保育所費、補正額503万3,000円の追加です。保育所等運営補助事業は、みどり野幼稚園の一時預かり事業が私学助成扱いになったことによる減額、また、保育料無償化に伴う給付費を追加するものです。なお、過年度返還金は確定によるものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項2目予防費、補正額670万円の減額です。成人保健事業では、各種検診事業の精査、感染症予防事業では、町立病院小児科医師採用により、予防接種における小児科医派遣委託料を減額するものです。

3目環境衛生費、補正額59万9,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。

4目病院費、補正額684万7,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

2項1目じん芥処理費、補正額255万5,000円の減額です。次ページにかけて、ごみ処理対策事業でそれぞれ組合負担金の確定によるものです。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額147万円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で事業費の確定によるものです。

3項1目上水道施設費、補正額1,223万8,000円の追加です。長幌第2浄水場改築工事に係る、起債対象事業費の精査による出資金の追加です。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額588万4,000円の減額です。農業振興経費、備品購入費は入札執行残による減、次ページにかけて、農業経営高度化促進事業負担金は、本年度分の事業費の確定と国の補正分の追加を合わせ精査するもので、追加補正分は翌年度に繰り越し、実施をします。

3目農地費、補正額126万5,000円の減額です。土地改良事業経費で、土地改良財産譲渡契約等に伴う農道敷地売却負担金の追加です。農業集落排水事業特別会計繰出金は、後ほど特別会計で説明いたします。

4目機場施設管理費、補正額はありませぬ。財源内訳を変更するものです。

5目農村環境改善センター管理費、補正額111万3,000円の減額です。改善センター管理経費で、舞台照明設備更新工事入札執行残によるものです。

6目ふれあい館管理費、補正額26万円の追加です。ふれあい館管理経費で燃料費を追加するものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額109万2,000円の減額です。中小企業資金利子補給事業の確定によるもので、令和元年度借入12社を含む30社分の利子補給です。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額2,163万3,000円の減額です。町道管理経費13節委託料で237万8,000円の減額は、事業費の確定及び入札執行残によるものです。15節工事請負費で1,925万5,000円の減額は、次ページにかけて、各工事における事業費の確定及び入札執行残によるものです。

3項3目公共下水道費、補正額1,496万7,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4項1目住宅管理費、補正額169万1,000円の減額です。栄町公営住宅改修工事の入札執行残によるものです。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額368万9,000円の減額です。南空知消防組合負担金事業を減額するものです。内容につきましては消防費の明細で説明いたします。38ページをごらんください。

歳入で、消防費、補正額344万8,000円の追加です。それぞれ事業費の確定による補助金の精査と繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。

歳出で、消防費、補正額24万1,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で72万5,000円の減額、消防支署運営事業で133万9,000円の追加、消防団運営事業で85万5,000円の減額で、それぞれ事業の精査によるものです。29ページにお戻りください。

下段、9款教育費1項5目通学バス運営費、補正額18万円の追加です。スクールバスの燃料費を追加するものです。次ページにまいります。

2項1目学校管理費、補正額91万8,000円の追加です。小学校校舎管理経費で、燃料費を追加するものです。

5項4目給食センター運営費、補正額81万2,000円の追加です。給食センター運営経費で、修繕料を追加するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額68万円の追加です。地方債元金償還費の確定によるものです。

2目利子、補正額252万2,000円の減額です。地方債利子償還費の確定によるものです。次に歳入の説明を行います。14ページ

をごらんください。

1 款町税 1 項 1 目個人、補正額 7 0 6 万円の追加です。

2 目法人、補正額 1, 4 1 3 万 8, 0 0 0 円の追加です。

2 項 1 目固定資産税、補正額 1 6 4 万 1, 0 0 0 円の追加です。

4 項 1 目町たばこ税、補正額 2 8 3 万 4, 0 0 0 円の減額です。それぞれ現年課税分の収納見込みにより精査するものです。次ページにまいります。

1 0 款地方特例交付金 2 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額 1 0 1 万 7, 0 0 0 円の減額です。預かり保育に係る国の交付金が、道費負担金に変更となるものです。

1 3 款分担金及び負担金 2 項 1 目民生費負担金、補正額 3 6 万 6, 0 0 0 円の追加です。老人保護措置費用徴収金の確定によるものです。

1 5 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 1 8 2 万 9, 0 0 0 円の減額です。それぞれの事業費の確定などにより精査するものです。次ページにまいります。

2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 1, 2 2 1 万 1, 0 0 0 円の追加です。1 節総務管理費国庫補助金は、役場庁舎改修実施設計に係る補助金の追加です。2 節戸籍住民基本台帳費国庫補助金では、個人番号カード交付事業費補助金の追加です。

2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額 8 9 7 万 8, 0 0 0 円の減額です。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 3 2 万 2, 0 0 0 円の減額です。

4 目土木費国庫補助金、補正額 1, 0 4 0 万 1, 0 0 0 円の減額です。それぞれの事業費の確定などにより精査するものです。

1 6 款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金、補正額 9 6 1 万 8, 0 0 0 円の減額です。次ページにかけて、それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

2 項 2 目民生費道補助金、補正額 4 9 3 万 2, 0 0 0 円の追加です。

4 目農林水産業費道補助金、補正額 4 8 5 万 3, 0 0 0 円の減額です。それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

1 7 款財産収入 2 項 1 目不動産売払収入、補正額 5, 1 7 3 万 8, 0 0 0 円の追加です。土地建物売払収入で、南幌工業団地工業用地を、ナカザワアグリマシーン株式会社、アサヒプリテック株式会社に売却。また、旧夕張川右岸築堤工事に伴い、町有地を国に売却したものです。次ページにまいります。

1 8 款寄附金 1 項 1 目一般寄附金、補正額 1 0 万円の追加です。一般寄附金として、木戸 正行様より 1 0 万円の御寄附をいただいたものです。

2 目教育費寄附金、補正額 1 2 万円の追加です。山本 敏光様より 1 0 万円、ディスコナイトイン南幌実行委員会様より 3 万円の御寄附をいただいたものです。

1 9 款 繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 1 億 9 8 万 6,

000円の減額です。財源調整を行うもので、これにより令和元年度末基金残高は7億9,768万5,000円の見込みとなります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額180万円の追加です。歳出予算に充当していました事業費の確定により精査するもので、これにより令和元年度末基金残高は7,035万7,000円の見込みとなります。

21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額740万円の追加です。いずれも事業費の確定などにより精査するものです。

5目雑入、補正額9,960万3,000円の減額です。備荒資金組合超過納付金は、当初、財源調整として計上していましたが、取り崩しを行わないこととしたものです。

22款町債1項1目総務債、補正額380万円の追加です。

2目公営企業債、補正額1,220万円の追加です。

3目農林水産業債、補正額170万円の追加です。

4目土木債、補正額1,690万円の減額です。いずれも事業費の確定などにより精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億3,813万5,000円を減額し、補正後の総額を62億1,382万7,000円とするものです。

次に繰越明許費の説明を行います。7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費、歳出で説明しました農業経営高度化促進事業につきまして、翌年度に繰り越し事業実施するものです。次ページにまいります。

第3表、債務負担行為補正の説明を行います。変更でございます。中小企業総合振興資金利子補給について、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額にそれぞれ改めるもので、事業費の確定によるものです。次ページにまいります。

第4表、地方債補正の説明を行います。追加でございます。

役場庁舎改修事業について、2件追加するものです。それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。地方債補正の変更でございます。旧町営プール解体事業から幌向運河河道掘削事業までの7事業につきまして、事業費の確定などにより、限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

住民課長。

それでは、議案第4号 令和元年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

初めに歳出の説明をします。9ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額300万6,000円の減額です。国保業務システム改修委託料の改修内容等の精査により減額するものです。

続きまして、2款保険給付費1項1目療養諸費、補正額638万円

議 長
住民課長

の追加です。一般被保険者療養給付費負担金1,000万円の追加、退職被保険者等療養給付費負担金350万円の減額、退職被保険者等療養費負担金12万円の減額、本年度における医療費の実績見込みによりそれぞれ補正を行うものです。

次に、2目高額療養費、補正額60万円の減額です。退職被保険者等高額療養費負担金50万円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費10万円の減額、いずれも医療費の減少により減額するものです。次に、

3目出産育児諸費、補正額84万円の減額です。出生数が見込みを下回ったことにより出産育児一時金を減額するものです。次ページにまいります。

4目移送費補正額6万円の減額です。今後の実績見込み等を勘案し、退職被保険者等移送費交付金を減額するものです。次の、5目葬祭諸費につきましては、財源内訳の補正です。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、及び次の6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費につきましては、歳入の保険給付費等交付金及び一般会計繰入金の補正に伴う財源内訳の補正です。次ページにまいります。

7款基金積立金1項1目基金積立金、補正額924万2,000円の追加です。国民健康保険事業特別会計基金積立金、約24万2,000円の追加。平成30年度決算におきまして繰越金が生じたため、財源調整後、余剰金を積み立てるものでございます。これにより補正後の基金残高は1億2,589万7,715円となる見込みでございます。

続きまして、9款諸支出金6目特定健康診査等負担金償還金、補正額10万5,000円の追加です。平成30年度道支出金の特定健康診査等負担金確定に伴い、償還金を追加するものです。

次に、歳入を説明します。7ページをごらんください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額2,259万4,000円の減額です。1節医療給付費分現年課税分で1,542万6,000円の減額。2節後期高齢者支援金分現年課税分で519万5,000円の減額。3節介護納付費現年課税分で197万3,000円の減額。いずれも本年度の税率確定に伴い、減額するものです。

続きまして、3款国庫支出金1項2目国保業務システム改修補助金、補正額360万2,000円の減額です。内訳としましては、制度関係業務事業費補助金15万円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金345万2,000円の減額。いずれも国庫補助金の確定により減額をするものです。

続きまして、4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額1,147万2,000円の追加です。1節保険給付費等交付金（普通交付金）1,111万8,000円の追加。保険給付費の増加及び歳出

における財源内訳の精査により追加するものです。2節保険給付費等交付金（特別交付金）35万4,000円の追加。内訳としまして、システム改修に係る特別調整交付金分51万6,000円の追加。特定健康診査等負担金16万2,000円の減額。いずれも確定によるものです。次ページにまいります。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額546万円の減額です。国民健康保険基盤安定繰入金635万7,000円の減額、保険税軽減分に係る国・道・町の公費財源支援の確定によるものです。次の、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金145万7,000円の追加、地方交付税措置額の確定によるものです。次の、国民健康保険出産育児一時金等繰入金56万円の減額、出生数が見込みより下回ったことから減額するものです。

続きまして、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額466万2,000円の減額です。平成30年度繰越金の確定に伴い減額をするものです。

続きまして、7款繰越金1項1目繰越金、補正額3,606万7,000円の追加です。平成30年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,122万1,000円を追加し、補正後の総額を9億7,757万円とするものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

病院事務長。

議長
病院事務長

それでは、議案第5号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。5ページをごらんください。初めに収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

1款1項1目入院収益、補正額5,490万円の減額で、入院患者の減少により減額するものです。

2目外来収益、補正額457万4,000円の追加で、外来1人当たりの単価増による追加でございます。

1款2項3目他会計負担金、補正額6,000円の減額でございます。企業債償還利息の確定により減額するものでございます。

4目他会計繰入金、補正額685万3,000円の追加でございます。交付金病床数に係る基準単価の改定により増額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1款1項1目給与費、補正額1,235万6,000円の減額でございます。1節給料では399万2,000円の減額、2節職員手当等では151万8,000円の減額、3節賃金では79万3,000円の減額、5節法定福利費では533万9,000円の減額、6節退職給付費では71万4,000円の減額で、いずれも職員給料及び手当等の実績精査によるものでございます。

2目材料費、補正額577万9,000円の減額でございます。入院患者減少により、1節薬品費及び3節給食材料費をそれぞれ減額す

るものでございます。

3目経費、補正額314万5,000円の減額でございます。減額の主なものは16節諸会費、江別市立病院からの医師派遣負担金の精査により242万4,000円、また、20節委託料の給食業務委託料など、それぞれ精査により384万円の減額。また追加では、4節職員被服費で、出張医師の白衣の一部を更新したため13万1,000円の追加となります。また、18節手数料、外来患者1人当たりの単価増に伴う臨床検査手数料など298万8,000円の追加でございます。

5目資産減耗費では、薬品棚卸しによる薬品除去により15万円の追加でございます。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額15万9,000円の減額でございます。償還利息の確定による減額でございます。

3項1目過年度損益修正損、補正額98万8,000円の追加でございます。過年度未収金の不納欠損分でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。

1款3項1目企業債、20万円の減額でございます。医療機器購入、事業債の確定により減額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1款1項1目固定資産購入費、補正額17万4,000円の減額でございます。入札により執行残を減額するものでございます。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を5億9,257万円。病院事業費用の総額を6億3,211万3,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は3,954万3,000円となります。次ページにまいります。

第4条、基本的収入及び支出の資本的収入の総額を2,214万9,000円に、資本的支出の総額を3,110万円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し、不足する額を895万1,000円に改めるものでございます。

次に第5条、医療機器購入事業の起債限度額を20万円減額し870万円に改めるものでございます。

次に第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を1,235万6,000円減額し、3億8,727万9,000円に改めるものでございます。

次に、第7条、たな卸資産の購入限度額を3,205万4,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

都市整備課長。

それでは、議案第6号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

議 長
都市整備課長

初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額1,321万4,000円の減額です。管理費2節給料から4節共済費は、担当職員の異動によります給与費等の精査によるものです。19節負担金補助及び交付金は、江別市汚水処理に係る維持管理負担金の精査による減額です。27節公課費は消費税額の確定によるものです。

3目建設費、補正額1,699万9,000円の減額です。15節工事請負費は、新たな公共柵の設置が無かったことによる減額です。19節負担金補助及び交付金は、江別市南幌関連工事負担金の確定による減額です。次ページにまいります。

2款公債費1項1目元金、補正額5万9,000円の追加です。続いて、2目利子補正額6万6,000円の減額です。いずれも借り入れを行っている公債費の利率確定によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額14万7,000円の追加です。新たに1件の下水道の接続があったことによる受益者負担金の追加です。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額1,496万7,000円の減額です。歳出及び分担金、並びに町債などの確定により一般会計繰入金を減額するものです。

6款町債1項1目下水道事業債、補正額1,540万円の減額です。歳出、建設費の江別市南幌関連工事負担金が確定したことから減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ3,022万円を減額し、補正後の総額を1億9,252万5,000円とするものです。続きまして5ページをごらんください。

第2表、地方債補正の説明を行います。歳出で説明しました、江別市公共下水道事業南幌関連工事負担金が確定したことによる限度額の変更です。起債の目的、下水道事業。補正前の限度額3,120万円を補正後の限度額1,580万円とし、1,540万円減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。続きまして15ページをごらんください。

地方債に関する調書につきましては、南幌公共下水道事業に対しまず地方債の現在高見込み額を、今回の補正額に合わせて変更するものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和元年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款農業集落排水事業費1項1目管理費、補正額37万2,000円の減額です。13節委託料で、汚水処理施設に関わります業務委託料の精査によるものです。

2款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更す

るものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目農業集落排水事業分担金、補正額 37 万円の追加です。新たに 1 件の下水道の接続があったことによる受益者分担金の追加です。

4 款繰入金 1 項一般会計繰入金、補正額 1 2 8 万 7, 0 0 0 円の減額です。歳出の精査及び分担金、並びに繰越金の確定により、一般会計繰入金を減額するものです。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金、補正額 5 4 万 5, 0 0 0 円の追加です。平成 3 0 年度事業会計の繰越金確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ 3 7 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の総額を 2, 0 7 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。

保健福祉課長。

それでは、議案第 8 号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9 ページをごらんください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、介護保険システム改修に係る事業費補助金確定による財源内訳の変更でございます。

2 款保険給付費 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、補正額 3 8 5 万円の減額でございます。1 9 節居宅介護サービス給付費負担金で 3 8 5 万円の減額。

3 目地域密着型介護サービス給付費、補正額 1, 2 7 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。1 9 節地域密着型介護サービス給付費負担金で 1, 2 7 4 万 8, 0 0 0 円の減額。

8 目施設介護サービス給付費、補正額 2 5 0 万円の減額でございます。1 9 節介護施設介護サービス給付費負担金で 2 5 0 万円の減額。1 0 ページにまいります。

3 項 1 項 1 目審査支払手数料、補正額 1 万円の追加でございます。1 2 節審査支払手数料で 1 万円の追加。利用者数の状況から精査するものでございます。

4 項 1 目高額介護サービス費、補正額 2 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。1 9 節高額介護サービス費負担金で 2 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費、補正額 1 5 2 万円の減額でございます。1 9 節特定入所者介護サービス費負担金で 1 5 2 万円の減額。以上、保険給付費の減額補正につきましては、実績及び利用見込みによる精査でございます。次ページにまいります。

5 款基金積立金 1 項 1 目介護給付費等準備基金積立金、補正額 9 1 5 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。2 5 節積立金で、9 1 5 万 7, 0 0 0 円の追加。保険給付費の減額補正による財源調整に伴い、追加するものでございます。

議 長
保健福祉課長

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額337万1,000円の追加でございます。1節現年度分介護給付費負担金で337万1,000円の追加、給付費が減額になっておりますが、国庫支出金につきましては既に交付決定が行われているため、追加の補正となっております。

次に、2項1目調整交付金、補正額520万5,000円の減額でございます。1節現年度分介護給付費調整交付金で520万5,000円の減額、

次に、4目事業費補助金、補正額18万8,000円の追加でございます。1節事務費補助金18万8,000円の追加。介護保険システム改修に係る事業費補助金の確定に伴う追加でございます。

次に、3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額616万4,000円の減額でございます。1節現年度分介護給付費、616万4,000円の減額。8ページにまいります。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額282万5,000円の減額でございます。現年度分介護給付費負担金282万5,000円の減額。

次に、6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額285万1,000円の減額でございます。現年度分介護給付費繰入金285万1,000円の減額。

5目その他一般会計繰入金、補正額18万8,000円の減額でございます。1節事務費繰入金で、介護保険システム改修に係る事業費補助金の確定に伴う減額でございます。歳入の補正の主な理由につきましては、歳出で説明いたしました保険給付費の精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,367万4,000円を減額し、補正後の総額を7億8,513万5,000円とするものでございます。以上で、議案第8号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

それでは、議案第9号 令和元年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。初めに歳出の説明をします。8ページをごらんください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額266万円の減額です。内訳としまして、事務費負担金51万9,000円の減額。令和元年度負担金の確定によるものです。

次に、保険料等負担金51万1,000円の減額。令和元年度の保険料収納見込みによるものです。

次に、保険基盤安定負担金163万円の減額、令和元年度負担金の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をします。7ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正額 5 1 万 1, 0 0 0 円の減額です。1 節現年度分 5 3 万 6, 0 0 0 円の減額、2 節滞納繰越分 2 万 5, 0 0 0 円の追加。いずれも令和元年度の収納見込みによるものです。

続きまして、3 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金、補正額 1 1 0 万 5, 0 0 0 円の減額です。事務費繰入金、町業務分として 5 8 万 6, 0 0 0 円、広域連合共通経費分として 5 1 万 9, 0 0 0 円、いずれも精査、確定により減額するものです。

次に、2 目保険基盤安定繰入金、補正額 1 6 3 万円の減額です。保険基盤安定負担金の確定によるものです。

続きまして、4 款繰越金 1 項 1 目繰越金、補正額 5 8 万 6, 0 0 0 円の追加です。平成 3 0 年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ 2 6 6 万円を減額し、補正後の総額を 1 億 3 6 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。以上で、議案第 9 号の説明を終わります。

議 長 ここで、午後 1 時まで休憩をいたします。

(午前 1 1 時 4 6 分)

(午後 1 時 0 0 分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に、令和元年度の各補正予算の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第 3 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第 5 号）の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第 3 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 4 号 令和元年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第 4 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 6 号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 7 号 令和元年度南幌町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和元年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和元年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第3号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 令和元年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 令和元年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第8号 令和元年度 南幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号 令和元年度 南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程13 議案第10号から日程22 議案第19号までの10議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

- 日程13 議案第10号 職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程14 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程15 議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について。
- 日程16 議案第13号 令和2年度南幌町一般会計予算
- 日程17 議案第14号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程18 議案第15号 令和2年度南幌町病院事業会計予算
- 日程19 議案第16号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程20 議案第17号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程21 議案第18号 令和2年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程22 議案第19号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第10号から議案第19号までの10議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第10号 職員定数条例の一部を改正する条例制定につきましては、町立病院の診療体制見直しに伴い職員定数を変更する必要があるため、本案を提案するものです。

次に、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、町立病院の診療体制見直しに伴い新たに職を設置するため、本案を提案するものです。

次に、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、町立病院の診療体制の見直しに伴い手当を新設するため、本案を提案するものです。

次に、議案第13号から議案第19号の7議案につきましては、令和2年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました、令和2年度南幌町各会計予算編成の概要により副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 予算編成概要の説明を求めます。副町長。

副町長 (予算編成概要の朗読により説明する)

議 長 ただいま上程されました10議案の取り扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま上程されました令和2年度各会計予算及び関連条例議案などにつきましては、議長を除く9名による予算審査特別委員会を設置して本10議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っております、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員からの御発言は、9名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本10議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には本間 秀正議員、副委員長には菅原 文子議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいま川幡 宗宏議員から提案がありましたとおり、委員長には本間 秀正議員、副委員長には菅原 文子議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正議員、副委員長には菅原 文子議員と決定をいたしました。

以上で本日予定されておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日6日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日6日午前9時30分まで延会と

いたします。
御苦労さまでした。

(午後 1時25分)

議 長

おはようございます。

昨日より延会となっております、令和2年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程23 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本日は、町長に2問の質問をさせていただきます。

まず1番目に交通安全対策についてでございます。南幌町第6期総合計画での交通安全対策の課題として、町民の交通安全意識の高揚をより一層図るための取り組みと信号機の適正配置が書かれています。最近では、運転に不安を持つ高齢者が本町でもふえてきました。高齢者一人ひとりが安心安全に暮らせる対策が必要と考え、次の2点について伺います。

1、町から国道に出る第2みどり橋の手押し信号機がある交差点は、乗用車で横断する際、右側から来る車両が道路の形状がカーブしているため目視しにくく、特に大型車両の交通量も多いためこれまでに人身事故も発生しております。地元住民からは早期の安全対策をとの声があります。感応式信号機やカーブミラーを設置する考えは。

2、栗山警察署によると、昨年12月末現在の本町での自動車免許所持者は5,300人程度で、そのうち60歳以上の保持者は2,200人程度、さらに75歳以上は460人程度であり、免許保持者の約5割が高齢者ドライバーと言えます。今後ふえ続ける高齢者ドライバーに対し、自己の運転技術を再確認するため体験運転技能講習会の実施など今後の対策が必要と考えますが、町長の考えは。

議 長
町 長

町長。

交通安全対策についての御質問にお答えをいたします。1点目の御質問については、信号機などの交通安全施設は、北海道公安委員会が設置することになっており、本町としては町内の交通安全施設の設置が必要と思われる場所については、栗山警察署に要望書を提出していますが、御質問の場所への信号機の設置については、警察署が定める信号機設置の支援の条件に満たしていないため、難しいものと考えます。また、交差点におけるカーブミラーは、障害物などにより死角となる場所に設置するもので、御質問の場所は、一旦停止後、歩道前面まで進むことにより、目視が可能であることから設置する考えはありません。

2点目の御質問については、議員御指摘のとおり、運転免許証保有者の高齢化が進むことが予想され、本町としても高齢者の運転による

交通事故防止の観点から、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。高齢者ドライバーに対する取り組みとしては、本年度シルバードライバークラブによる交通安全危機予測シミュレーション体験会を開催したところであり、今後におきましても、栗山警察署や各関係団体との連携によるドライブシミュレーター体験などの実施を検討してまいります。

議長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

ただいま答弁をいただきました。この中に、歩道前面まで進むことにより目視が可能であるということが書かれていますけれども、ここを通る住民の方から見えづらい、目視がしづらいというお声をいただき、きょうの質問に至ったわけでございます。それでこの信号機の交差点は、住宅団地の急激な建設に伴って車の交通量が増加しました。以前から見通しも悪くて、子どもの横断に危険であり事故もふえて、町内会やPTAからも手押し信号機の設置の声が強くなって、平成7年にあそこの手押し信号機が設置されたと聞いております。ただ横断する国道は緩やかに右手がカーブしているために、車の鼻先をかなり出さなければ右側の車が見えません。特に軽自動車などは、冬になって雪が積み上がるとガードレールもあり、それが目隠しになっていて、右側から来る大型トラックなどが来た際には、トラックから自分が見えていないのではないだろうかという、そういう心配の声もございました。それで、栗山警察署にお聞きしたところ、この信号機の交差点で過去5年間の間に人身事故が1件、物損事故が4件起きております。私の自宅の二階からすぐにこの交差点が見えますので、これまで数多くの事故現場を見てまいりました。ただここは国道なので、回答に書かれたように直接町では関わることはできませんし、信号となると難しいとも聞いております。高齢者ドライバーもふえてまいりますので、より強い国や道への要望と、それがどうしても厳しければカーブミラーが必要と思うのですが、ミラーができないということであれば、事故多発の場所にどのように対策を考えていくのかお聞きいたします。それと安全運転を意識して事故をなくすという意味では、本町でも高齢者の免許返納が年々ふえてきておりますけれども、実際高齢者になって身体能力や認知能力が低下しても、本人が自覚せず返納を拒絶するケースもあるとお聞きしております。周囲が無理やり免許の返納を求めると、かえって意固地になる場合もあると言われております。本人がどうしても運転を諦めないのであれば、安全運転を意識できるような進め方も大事ではないかなというふうに思います。本町では通告文で示したとおり2,200人の60歳以上で免許をお持ちの方がそのままこの町に住んでいれば、もっと高齢ドライバーにつながる確率が高いわけですので、免許を返すということも大事ですが、まず安全に乗るということを優先に考えていくことが大事ではないかと思えます。皆さんももうよく御存じだと思いますけれども、今、国では安全制御システムなどによって対策が取られていますけれ

ども、本町ではまだまだ十分に広がっているとは言えません。まず自分の身は自分で守る意識を持って、高齢者が事故を起こすと被害者やその家族が悲劇であることは当然でございますけれども、高齢者本人やその家族の人生も壊れてしまいます。高齢者運転の危険性をドライバーがしっかりと認識して、積極的に対応を考え対策していくことが重要ではないかと思えます。そこで今回北海道警察が昨年3月に導入した交通安全車「ほくと号」という名前のついたバスがあります。これは運転シミュレーションが体験できるバスです。これは高齢者だけということではありません。運転免許を持っている方であれば皆さん体験できるそのバスですが、この参加者は仮想道路を走行して突然飛び出してくる子どもやトラックの影から出てくるバイクなど実際の交通事故現場をバーチャルリアリティーのゴーグルを着用して体験できるものです。最寄りの警察署に申し込みれば無料で来ていただけますので、高齢者だけではなく若い方にも参加していただき交通安全を再確認できる環境づくりが必要だと思えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

町 長
(再答弁)

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。信号機等の設置に関しては、毎年栗山警察署に38カ所位要望しているところでありまして、なかなかこれが実現していないというのが現状でありまして、御指摘の場所、私もちゃんと通っております。そこでゆっくりやれば死角にならない部分でありますので、警察の方々もそれを見ていただいておりますので、おそらく申請しても難しいということがわかっている。それよりもっと事故の起きている場所には早く付けていただきたいというお願いもしているところでありますので、ミラーも含めてあそこから出る方々がちょっと慎重に出ていただければ、大型車も特に見えるわけでありまして、むしろ逆に言うと小さい車が来ると見えづらい可能性はあるのですが、冬は慎重になればある程度できるのではないかなというふうに思っております。それから高齢者の関係、ふえていくのは間違いのないことでもありますし、今、免許証の更新70歳になるとそのときかなりの講習を受けなくてはなりません。それで諦める方も結構おられるようであります。3年に1度の免許更新ですから、そこまで待てるかどうかというのは、また別問題でありますけれども、もう70歳の時からそういう講習を受けるということに最近なっているようでありますので、ある程度そこで自覚がいただけるのかというふうに思っております。また体験「ほくと号」の関係、うちも平成29年、平成30年とやっておりますけれども、頃合いを見ながらまたそういう体験、先ほど答弁させていただいたようにいろんな体験が来ていただけるニーズが多くなるような時にできればいいかなというふうに思っておりますが、いろんなイベント等と併用ができればまたいいのかなと思ったりもしております。どちらにしても、高齢化が進んでいることでもありますので、そういう機会をふやしながら、高齢者の安全運転に努めていただけるように啓発活動をしていきたい

議 長
佐藤議員
(再々質問)

なというふうに思っています。

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。今町長の御答弁を聞きまして、安全確認をしながら渡りなさいというそういうお話だったと思います。皆さん十分に安全確認をしながら渡っているわけですが、昨年も大きな事故がありました。そういう部分ではいろんな形で設置が厳しいということはわかるんですけども、しっかりそこは町としてもあそこは危険箇所なんだということを認識してほしいなと思います。それで高齢者の、先ほどシミュレーションのことなんですけれども、確か75歳以上ですか、高齢者の今そちらのほうはお金がかかるんですよ。結構な料金がかかるんですけど、こちらのほうはお金がかからないので。ちょっと先ほど何年も前からされていたというお話があったんですけども、私が聞いたところでは昨年その新しい車が導入されたということですので、また形が変わったのではないかなというふうにそのように思います。やはり人の命が第一優先だと思います。事故も起きているし今後も起きる可能性のある場所でございます。事故を減らす対策を進めていただきたいと思いますけれども、以前住民からの要請で、この交差点の雪が山積みで見通しが悪いので除雪をお願いしたいということもありまして除雪をしていただきました。特にそういう危険な場所でございますのでカーブミラーも無いしなかなか鼻先を出さないと見られないというそういう場所でございますので、雪がたくさん積もったときにはまず来て見ていただきたいと思います。本当に危険な場所ですすぐできることに関しては、日ごろから点検をよく行っていただきたいと思いますというふうに思っております。今回の行政報告で、町長は交通安全について悲惨な事故が起こらないよう町民一人ひとりの交通安全意識の向上に努めるということをおっしゃっていただきました。国でも、今はサポート補助金、また自動踏み間違い後付け装置の補助金の政策が打ち出されていますが、良いとは解っていてもなかなかその購入まで踏み切れない方もいるようでございます。経済産業省や警察庁でも、その無償でサポートカーの試乗体験を推奨しております。栗山警察署に申し込むことによって可能でございますけれども、住民が安心して運転できるようにぜひそのサポートカーの試乗体験、場所も改善センターの横の駐車場ぐらいのスペースがあれば十分にできるというお話でございましたので、ぜひそういうことも検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。先ほども申し上げたように信号機の等の設置要望をしているということで、もともと危険な箇所が町内にたくさんございますので、そこも合わせて要請をさせていただいているということは御理解いただきたいというふうに思っております。それから除雪、今年はちょっと少雪で少なくてもよりは危険度が少ないですが、国道337号線の道路上はもっともっと例

年でいくと危なくて国の道路管理者のほうへ要請をさせていただいておりますので、今後も気を付けながらそのことについてはしていきたいなど。また、町の除雪の関係も併せてそれには気を使いながら進めてまいりたいなと思っております。それからどちらにしても啓蒙活動これはいろんな団体通じながら、あるいは広報誌等を使いながら交通安全ということは訴え続けていかなければ町民一人ひとりにやっぱり感じてもらうというのが一番大事だと思っておりますのでその辺はしていきたいと思っています。それからサポカーについては栗山警察署と相談しないと、うちの町だけでどんどんできるかどうかとその辺もありますので。それからスペースと、それだけやってもなかなか先ほど申し上げたように何かとうまくタイアップしないと広く伝わらないのかなと思っております。あるいは今、メーカーでもそういうのを何かやっているようでありますので、それらも含めながら何ができるか、栗山警察署と検討しながら進めてまいりたいなと思っております。

佐藤議員

よろしく申し上げます。

それでは2問目に移ります。在宅介護について。

第7期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現に向け、医療と介護の関係が連携して在宅医療介護を提供することが重要となります。本計画のアンケート調査では、「もしあなたが介護できなくなったとき介護を担える方はいますか」に、はいが36.4%、いいえが63.6%とありました。全国でも2025年には100万人の介護人材が不足すると言われております。今後加速する高齢化の中で、本町は在宅介護の担い手をどう確保していくのか。また介護者の定着支援に関する町の取り組み状況と課題について伺います。

次に、一人暮らしの高齢者の見守り強化として、本町は社会的孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、単身世帯増に対する対策が強く求められています。アンケート調査では、在宅生活の支援サービスの必要なこととして見守り、声掛けとごみ出しがありました。一人暮らしの高齢者が、自力でごみを集積場所まで運べなくなるケースがふえつつあります。本年度から国では、ごみ出し事業に対して財政面で後押しする方針を打ち出しました。身近にごみ出しができる親族がおらず、要介護の認定を受けている方や障がいのある方などを対象にした、家庭ごみの庭先で収集する支援を実施する考えについて伺います。

議 長
町 長

町長。

在宅介護についての御質問にお答えをいたします。介護人材については、2025年度末まで約245万人が必要と予測され、国や地方自治体では、様々な対策を講じております。現在、本町においては介護職員は不足していませんが、国による賃金向上などの処遇改善や、町における中学生の職場体験などの介護職の理解向上に向けた取り組みにより、在宅介護の担い手確保に努めています。さらに介護予防・

日常生活支援総合事業において、要支援者等の訪問介護を高齢者事業団に委託しているほか、コーディネート事業により、生活支援をできる人材の確保に努めています。介護職員の定着支援については、各事業所での離職状況を把握するための人材実態調査を実施しており、その結果を分析し必要な支援を検討してまいります。

次に、要介護認定を受けている方や障がいのある方などのごみ出し支援については現在、介護予防・日常生活支援総合事業と訪問介護の中で実施しています。高齢化や核家族化の進展を背景とした、高齢者世帯などへの政策の必要性は認識しているところであり、第8期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査などの実態を踏まえ、ごみ出しを含めた生活支援を検討してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいま回答いただきまして本町の介護保険制度が開始されたのが平成12年から平成15年の間に75歳以上の高齢者は約3倍に増加しました。そのような中で、平成18年からあいくるを拠点に、地域包括センターが設置されて、高齢者になっても安心して暮らすことができることを目指して様々な事業をただ今南幌町でも展開しております。今回、町立病院の医療体制が整い在宅支援の充実も期待しております。高齢者になって介護が必要になっても、この町に住み続けることができると住民も安心につながったと感じております。しかし、全国的に介護ヘルパー不足は進んでおります。特にこの訪問介護ヘルパーというのは、他の施設よりも群を抜いて不足していると言われております。それで在宅で介護を担える人材がいなければ、せつかくこの町で進めようとしている在宅診療もかなわないと思います。今後急激に介護人口の増加は予想される中であって、本町でもその訪問介護ができる人材の確保も必要ではないかと感じております。以前この町にも数名の介護ヘルパーがいたとお聞きしておりますが、そのこのところの町長の考えをお伺いいたします。また在宅での介護は家族も身近な大きな担い手でございます。しかし少子高齢化によって一人で何人もの親を介護する多重介護、また老々介護、介護離職、介護疲れが今、事件事故につながっているケースが多くございます。本町の在宅介護者は、認知症と足腰が自由にならない方が多くなっておりまして、また介護する家族の方も60歳以上という方が多く示されております。介護で不安なこと、その介護する方がこれから介護で不安なことについては、認知症の方の対応と認知症の家族の対応と外出の送迎が心配だとの声が多くありました。また介護者の仕事を続けていくことに今のところは問題ないけれども、何とか続けていけるけれども不安だというそういうお声もございます。うちの町では介護者の集いがあるんですけれども、そういうことを知っているけれども参加していない。また知らなくても参加しないという方が多い、その本の中身はちょっとわからないんですけれども、今までアンケート調査でそのように出ておりました。今現在第8期のそのニーズ調査

が始まっております。我が家にも来ました。その中で今後数字だけではなく、このように家族介護の実態を把握した上で、さまざまな状況に応じたその数字だけではなくてきめ細かい対策を検討していくべきではないかと考えます。定着支援に関しては、ぜひとも次の介護計画でしっかり検討していただきたいとそう思うように思います。家庭ごみの庭先収集ですけれども、今全国の自治体で進められています。その背景には高齢者が体力的な問題で重たいごみを収集場まで運べない。また自宅にごみを溜めていることが近所にわかると恥ずかしくて助けを求められない。認知症の疾病などで収集日や分別がわからなくなる。また、介護放棄や引きこもりなどで孤独死がふえているということが、実態調査で示されております。従来、これまでのごみ収集の考えというのは、利用者同士の相互の助け合いというのが基本だったと思うんですけれども、本来、隣近所声をかけ合いまして、よく町長が言う、隣近所声をかけ合って助け合うというのがそれは理想なんですけれども、実際にご近所同士のつながりも薄くなりまして、老々介護の地域もふえております。そういう中で昨年の暮れに総務省で全国的にごみ捨てサービスを実施している自治体に、予算の半額を助成するというそういう通知が各自治体にも来ていると思います。これは現在、やっていなければ申し込むことはできないですけれども、今後そういうことをぜひ各自治体も検討してほしいというそういう声がありました。それで回答のほうで日常生活支援総合事業の中でされているということでありましたけれども、本町ではごみ捨てだけの介護サービスというのは難しいらしく、通常の訪問介護でも、介護サービスを受けている訪問介護の方でも、ごみ捨て収集日とヘルパーの訪問日が合わないごみを捨てることができないというそういう声がありました。また介護が必要になりそうな、先ほど言った今は介護を受けてないけれどもこれから介護認定されそうですよというそういう高齢者を対象としている日常生活支援総合事業の中でもそういう取り組みをしているというお話でしたけれども、町民の間ではまだまだその制度の仕組みが住民に浸透し切れていない部分もあるのではないかと思います。先日の議会報告会でも、ごみステーションに何回もごみが残っていて自分が持ち帰って分別したというそういうお声もございました。特に認知症の障がいを持たれていたり、脳疾患で体の障がいがある方などは日常生活は何とか自分でできるんだけれども、ごみ出し支援があれば助かるんだけどなというそういう声もございました。そして、この事業の良い所はそれだけではなくて、1件1件回ることによって高齢者の見守りにもつながるということです。隣の北広島市では、平成20年からこれが事業化され、現在200件の利用者があるそうです。高齢者のごみがいっものように出されていなかったのも、気になって保健福祉に連絡し駆けつけたところ、自宅で倒れていたというそういうケースもあったということもございました。ぜひ、うちの町でもこういうものを取り入れるべきではないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。この介護ヘルパーというのは、なかなかこれから多分全然不足になるのかなと、近くの町の介護学校も定員を減らしたということで、ニュースが出ておりました。若者がなかなかこの職に就かないと、国のほうも相当危機感を持って今それに向かっていたいでいるようでありますので、私どもも何とか今のところは不足はしておりませんが、いずれ来るのだらうなと思いますので、その辺の支援の仕方だとかいろんなことを北海道あるいは国に現状を訴えながら、少しでも改善をして就いていただける職になるように働きかけていきたいなというふうに思っております。それからごみ出しの関係については、今該当者については訪問した時にちゃんとやっているようで、なかなか庭先のごみというのは、ごみは南空知公衆衛生組合でやっていますから、単独ではありませんので。これがどこでも、庭先に出るのを皆がしたら、それができるかといったらうちの中ではなかなか厳しいと町の負担も相当かけなければ収集してもらえないということもありますので、今、うちの中でやれる範囲でやらせていただいておりますので。そして今第8期のニーズ調査をさせていただいております。それもかなり回収が良くて記名で回収をさせていただいております。状態把握もさせていただいておりますので介護者についてはある程度担当課で把握をしながらやっておりますし、あるいは民生委員等々の情報もいただいてやっておりますので、とりあえず第8期に向けて、不足しているものについては盛り込めるようなことも考えていかなければならない時代なのかと。国のいろんな制度もありますので使えるものは使いたいと思っておりますがなかなか厳しさがありますので、簡単によそがやっているからうちができるかというそういう問題ではございませんので、それらも精査しながらうちの町にとってお年寄りが安心して暮らせる手法を取り入れながら、やってまいりたいなとそんなふうに思っています。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

ありがとうございます。最後に町長にお聞きしたいのですが、町長はこのたび地域包括病棟を導入して、地域医療の役割を果たしていくと表明されました。先日の病院だよりも山内院長の挨拶の中で、病気になっても、あるいは以前とは健康状態が変わったとしても、あなたらしく日々を過ごしていくことを精一杯お手伝いし支えさせてください、それが当院には大切な使命の一つと考えています。自宅よりも安心して過ごしていただけるよう訪問診療の拡充を検討します。とそういう記事がございました。そのためには、医療と介護が両輪のように進んでいかなければ、この地域包括の整合性は保たれないというふうに思います。在宅診療体系は、町民に思いは通じていくものだと思いますけれども、充実した在宅介護を進めるために、町民が安心していただくために、町長は今後、どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。やはり、うちの町も間違いなく高齢化になってきているということで、毎年、率にして1.数%上がっているわけでありまして。元気なお年寄りをまず作りたいというのは当然であります。どうしても介護が必要になる方々、そして私もお年寄りを見ていたからよくわかるのですが、できれば病院や施設に入りたくなくて、家に先生が来てもらって診てもらいながら余生を送りたいと、それは自分の身内からもありましたし、いろんな方から何とか訪問診療もしていただいてそんなことができないのかというお話もたくさんいただいております。ですので早く病院の診療体制を整えて地域包括ケア病棟ということは訪問診療をやっていくということでありまして、そのために電子カルテも入れさせていただいてそういう体制作りをしてそういうニーズに対応していきたいと。いろんな町民の方の思い、やっぱり病院に入って診てもらうほうがいいという方もいますし、いろんなニーズがありますのでそれにできるだけ対応できるように、町立病院も動かしながらやっていきたいし、また担当課の保健福祉課と病院は毎月のように情報交換をして、状況把握をお互いしておりますので、より地域包括ケア病棟になると、そこはまだまだ密にしていくこととなりますから、町民の皆さんにとっては少しは安心していただける、病院と連携した保健福祉活動が私はできて、どういう対応にもできる、わが町の医療福祉につなげていければ一番いいのかなとそんな思いで今、やっているところです。

議 長
菅原議員

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、8番 菅原 文子議員。

町民への広報広聴活動より活発に行うには。執行方針分で質問させていただきます。

町政執行方針では「人口減少の抑制と知名度アップの取り組みについて」に関して、子育て世代を中心とした交流人口を呼び込むため、町内外の多くの方が交流できる子どもの遊戯施設を核とした施設の整備を行い、将来的な移住人口の増加につなげる施策として推進するとしています。「地域医療を担う町立病院の維持」では、町立病院において病床数を80床から60床へ削減し、一般病棟への転換に伴い総合内科医師1名を増員し診療体制の充実を図るなど、町民が安心して医療を受け地域で暮らし続けられるよう地域医療の役割を果たすとしています。「財政基盤の安定と行政改革の推進」では、財政状況については今後も大幅な歳入増加が期待できない一方で、歳出では社会保障関係費や公共施設の改修など投資的経費の増加が見込まれ厳しい状況が続くものと考えますとしています。

執行方針の最後では、「この地で、誰もが安心して暮らし、希望を持ち、そして子どもたちがふるさと南幌を実感できるまちづくりを進めるため、町民の皆様と心をつなげて、持てる力の限りを尽くしてまいる決意であります」としています。行政と議会と町民は互いに情報

を共有し、安全で住み良いまちづくりをしていかなければならないと考えます。特に町立病院と誘客交流拠点施設については、もっと町民への情報提供が必要だったと考えます。

町立病院については、身近な地域医療だと一人でも多くの町民に感じてもらうにはどのような診療体制にするのか、加えて安心して在宅療養を受けることができることを町民に知らせるべきだと考えます。2月19日の北海道新聞で「南幌病院60床に削減」と大きな見出しで掲載され、町民は新聞を通して知ることとなりました。

誘客交流拠点施設については、町広報12月号にアンケート・ヒアリング調査結果が掲載され、12月の定例会で一般質問をしましたが、まだ検討段階ですという町長の答弁でした。この施設については当初小学生まで遊べる誘客交流拠点施設だということでしたが、その後、高齢者や家族連れが使用したり、あそびの達人でも使えるフリースペースも設けるなど施設内容も変わってきました。町民への十分な広報広聴をせず、急ぎの案件として議会に承認を求められました。町広報2月号のパブリックコメントとして、第2期南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、2月10日から3月2日まで町民からの意見を募集していますが、その中で誘客交流拠点施設エリアでの雇用10人、エリアの込客数14万5,000人などこの施設に関して記載されています。しかし、同じ執行方針の中で、今後公共施設の改修など投資的経費の増加が見込まれると述べられていますが、このような新たな公共施設を建設することに矛盾を感じます。

2月22日、23日に行った議会報告懇談会では、町立病院と誘客交流拠点施設について、町民から質問や意見がありました。執行方針の第4に「信頼づくりのまち」とありますし、町民の皆様と心をつなげて持つ力に限りをつくしていきとあります。それには町民の理解を得ることが重要だと思います。

このように、町立病院や誘客交流拠点施設のように、多くの町民の協力を必要としたり、関わったりするような大規模な事業に関しては町民と情報を共有し、子育て中の保護者など一部の町民だけではなく、幅広い世代の町民への広報広聴活動より活発にするべきと考えますが町長の考えを伺います。

議 町 長

町長。

町民への広報広聴活動をより活発に行う考えは、の御質問にお答えします。町民への広報活動では町広報誌をはじめ、ホームページなどを活用し、きめ細かな情報提供に努めています。また、広聴活動では故郷ふれあいミーティングや町民意見箱などを通じて、町政への御意見や御提案をいただいています。町立病院については、近年の病床稼働率などを踏まえ、60床に削減したうえで、本年8月に一般病床へ転換し、さらに令和2年度中を目標に地域包括ケア病棟を導入することで、町民が安心して医療が受けられる環境の向上を図るものです。その内容については、町広報や病院だよりなどを活用し適宜お知らせ

してまいります。また、誘客交流拠点施設整備事業については、近年増加が見込まれる人の流れを取り込み、交流人口の拡大を目指した取り組みとして議会との協議を行い、先般同意をいただいたことから進めるものであり、今後も多くの町民の意見が反映されるよう取り組んでまいります

議 長
菅原議員
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

再質問をさせていただきます。今、御答弁をいただきましたけれども、この町立病院と誘客施設については、一番町民の協力や理解を必要とする事業であると、私はこの二つに関しては特に思っております。12月の定例会での一般質問とその後、まだ作るかどうかも決まっていないという御答弁でしたけれども、年が明けてすぐに議会に承認をとということでお話がありました。しかしながら、私はその中でも何度も町長に作る前と決める前に町民の方々の御意見をお聞きいただきたいということでお願いしてまいりましたけれども、それは最後まで叶わず、このように同意を得るといふところまで行きました。それが私はとても残念に思っております。この町立病院に関しましても80床から60床になるということで、住民の方々は大変不安を持っていらっしゃるようです。通告でもお話ししましたけれども、22日、23日の議会報告懇談会の中でも、この二つに関しまして御質問や御意見がありました。やはりその中で、皆さんとても二つのことに対して心配や御意見があるようです。また、この誘客施設につきましては、私のところにお電話をいただいたり、それから直接お会いしたり、折に入ってお話を伺わせてくださいということでいろんなお話をしたこともありますし、それから住民の方々からもいろんな質問や御意見をいただいております。その中で一番多かったのが12月のヒアリングのアンケート調査でした。それでそれを読むと、あたかも決まったように思っていたという方がほとんどでした。それでその内容はと言いますと、もし作るのであればどういうのがいいですかという質問でしたから、それはお子さんがいらっしゃる住民の方々にお聞きしているものであって、そういうことではないんですよということでお答えをさせていただいておりますけれども、やはり皆様そのところで誤解をされている方が多かったように私は思います。それと新年交礼会の中でも、町長の御挨拶の中で誘客交流施設とそれから病院が60床になること、それと先生が1人ふやされること、こういうこともお話をされておりますので、それがまた噂になって、そのとおりに言ったり、噂ですから違うふうに言ったりというのを、私は肌で感じておりました。それはやはりこういうことがあってはいけないと、私は大変強く思っているところです。誤解をされるということは大変困るということでございます。この同意、きょうのご答弁の中にも議会の同意を得てからとのことでしたけれども、以前からお話し、今私お話ししましたように、新年交礼会であったりいろんな所でお話をしている中で議会の同意を得てから進めるものであり今後も、ということでお話をいただ

いておりますけれども、このところが大変私の中では矛盾して
まだ納得がいかないで、そのところをもう一度御説明していただ
ければと思います。とにかく、私は昨年からずっとお話してありま
したのが、町民の方々のところに向いていただけませんかというこ
とでお話をしていましたけれど、私の意図としましては歳末それから新
年の各町内会の総会、それとご老人たちの新年会が各所であります。
そこに向いて、町長のお考えをお話しいただきたいということでお
話はしていただんですけども、また、今回のお話の中にも、答弁にも
ありますけれど、私の考えと違います。町長と私の考えが違うのはそ
れは当たり前のことですけれども、やはりもう少し丁寧に町民の方々
にお知らせをするべきだったのではないかなと思います。過去のこ
とに遡って大変申し訳ありませんけれども、そのところをもう一度お
聞かせいただきたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。いろんな覚悟をしながら、
いろんな媒体を使いながら、どの事業、この二つの事業ではなくて町
の事業はご説明させていただいております。菅原議員と違うのは、意
見の違う方々のご意見をいただいているのだらうと思います。それは
それとして私は謙虚に受けとめます。ただ、私にとっては大いに進め
れど。久しぶりに南幌町としては明るい話題だとそんな声もいただい
ています。それらを全部総合して私は判断し、ましてや大きな事業で
すから、議会の方向が定まらないうちに手を挙げて、これをやるぞと
いうことにはなりません。これは自前のお金で、全部100%自前で
やるのならばできると思います。だけど5割以上、よそからいろんな補
助金や交付金をもらって建設をしようとしているわけでありますから
、議会である程度の同意をいただければ、前には進まない。それ
で議会の総意として議長が私のところに進めていいよといただいた
ものですから、執行方針に載せさせていただきました。当然、国や道
にこのことの応援をいただかなければなりませんので、議会には同意
をいただいたのでトライをさせていただきますと、何とかよろしくお
願いしたいと。中身については、これから詰めることであります。当
然議員からもいろんなことを言われておりますから、それらを含めて。
それで先ほど菅原議員が言われたことは議会の皆さんや、いろんな方
に言われて、それも加味したほうがいいかなということでそういう構
想ができないかどうか、これからそれらを入れながら作っていくわけ
でありますので。以前にお話しした手法が変わったよとそんなお話を
させていただいたので、それはさせていただきます。それから、病院
については、これから適宜と言ったようにまだ決定しているわけであ
りません。ただ、去年の9月26日に病院の公的病院の改革というこ
とで54の道内の病院のうち町立病院が出たわけであります。です
から改革をするにあたって町民の方に利便性を良くするためです。町
民の方が不利益を被るということではないわけであります。そのほうに

向かっていくからそういう方向で進めさせていただき、先ほどありましたように訪問診療もでき易くなりますから、そんなことを含めていくと今のうちの町立病院を含めて町民の方々の今後のことを考えていくと最終的には地域ケア病棟に持っていくためにそこへ行くために今いろいろとやっている。それは町民の利便性が良くなるわけです。悪くなるなら当然皆さんに聞かなければなりません。町立病院を止めるとかね、診療所にするとかだったらこれは別の問題ですけども、町民の皆さんがよくなる方向でありますので。ですからこれからいろいろ制度やスタッフが整ったらそういう方法に持っていきます。山内先生もそういうことのおいで描いていただいています。ただ、まだ全部揃っているわけではありません。これは覚悟を持って始めていくものですから、病院については、これからいろんな形でまた皆さんが利用しやすい環境になっていると。議員が御指摘いただいたのはわかりますけれども、今の稼働率を見たら当然国から指摘が入っています。それを踏襲して反旗を翻して、いやこうやってやるとそれだけうちには体力がないと私は思っています。それより国や北海道の力を借りて、町民の皆さんが少しでもいい方向に持っていくのが私と議会の皆さんではないかなとそんな思いで私は今やっております。当然、懇談会をやったときにそういうお話はしていただいたと思っています。初めてではないですからね。皆さんにもお話しして、こういう病院に持っていきますと。いろんな心配されている町民の方がいた時に、そういうお話ししていただければ全然心配はしない。僕もいろいろ聞かれましたよ。そういう方向に行くんですよと言ったら今よりいいでしょうと。そういうことをちゃんと答えていただければ、もっといい関係を作れると思いますので、そんな意味で、これからも広報広聴活動は大事でありますし、私もどこか、体が空いていたらどこでも出て行くと言っていますので、老人会の皆さんにもお話ししてこういう話をさせていただいております。聞いたらそれでいいという人もいますし、今度機会あったら来てくださいと、それには体が空いている時はいつでも使わせていただきたいと思います。私がいなければ職員が行きますと。そんなお話もこれからはして、身近な会話ができるように、できるだけしていきたいなどそんなふうに思っています。

議 長
菅原議員
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。今、町長に御答弁いただきましたけれども、私は町立病院を60床にすることの是非を問っているわけではないです。私もそれは賛成した一議員ですので、今、そのことについてお話をしているわけではなく、また誘客施設につきましては、この後同僚議員が質問しますので、この是非については私はここで質問する意図は全くございません。ただ、私は広報広聴活動についてのみこの場で質問をさせていただきたいと思っております。今の町長のお話の中でも誘客交流施設、もちろん賛成の方もたくさんいらっしゃると思います。また反対の方もいらっしゃると思います。しかしながら

町立病院にしましても良くなる方向であれば尚更知らせるべきではないかなと私は思います。皆さん心配それから不安なので、違う方向に心配したり不安になったりしているのではないかなと私は思います。お電話やいろんな方とお話しをして、町立病院につきましてはこういうことでお話をする場合、例えば3階にいらっしゃる、入院している、長期に入院している人はどうなるのか、いろんなことの心配があるようです。それについては私は答弁できませんから、それは後ほど持ち帰らせていただきますということでお答えもさせていただいておりますけれども、それを払拭するには、やはり町側のほうで率先して広報広聴活動を行なっていただくほかはないと思います。私たち議会としましても全部が全部100%理解したり、わかっているわけではありませんので、お答えすることも限られてまいります。ですからできればもっと広報広聴活動をしていただきたいという願いをしているわけでございますけれども、私以前にも同じような質問を何回か去年、それから一昨年とさせていただいていますが、やはり、故郷ふれあいミーティングであったりホームページというお答えが、それから広報。この答えしかいただけていないんですが、今の町長のお答えの中で老人会に出向いたりというお答えをいただきましたので、それを率先していただきたいと思います。それで今はコロナウイルスの問題がありますので、町長もあちこち動くことができないと私も思います。それで私は今のところは理解するところでございますけれども、この誘客交流拠点施設と町立病院につきまして、いつ、どの時点で町民の方々に町側から広報広聴、特にお知らせをしていただけるのか。今のところまでコロナウイルスがいつ終焉するかわかりませんので、いつとははっきりは言えないかもしれませんが、どの時点になったらお知らせするのか、それをもう一度聞かせいただきたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えします。60床に削減する時に、今入っている療養病床も同じようにやれるんですよと、そうやって伝えてくれれば全然問題なかったはずなんですよね。それを聞いてなかったということですか。聞いていたでしょう。そうしたら、全然問題ないので町民にとって不安はなくなるので、そこで答えてもらわないから結局不安が募るということで、私のほうはこういうことになって町民の皆さんが心配しない、なおかつ良い体系に持っていきたいというお話を、誘客はちょっと別として、病院はそういう形をとらせていただいたので、そういう入っている方がなくなってどこに行ったらいいのと言われた時には、同じように今までどおり居られますよと言っただけならば、安心していただけたのではないかなと私はそんなふうに思っています。それから、誘客施設もある程度先ほど言ったようなことでありますから、形がどういうふうに国のほうがカットされればこの話は当然無くなりますし、私としてはカットされないようにこれから要請活動をしながらやっていきたいと思っておりますから、その辺

のめどが付かないとなかなかうまくいかないだろうと。だから議会の皆さんにある程度後ろを押してもらおう。そんな力添えや応援がなければ、応援していただいている国へ行って、いや議会はだめでしたからこれを止めますとそんな簡単なものでもないのです。ですのでそういうことも含めて、この時期を見ながら皆さんにお話をさせていただきたいなど。まだどっちにも向いているわけではありません。私どもはこういう仕組みを作りながらまち・ひと・しごと創生戦略、これも含めてうちの町の活性化のためにやりたいんだということで今言っている最中でありますので、この辺の判断が出てこない限りはなかなか難しいのかなと。そのために議会の皆さんに御同意をいただいて、力強い後押しがあるので国のほうにお願いしたいということでもあります。病院は体制がそれぞれある程度揃えるようになればやっていきたいし、私の思いとしては病院の先生もすぐ来るかどうかはまだわかりませんので、来たら確保ができると、地域包括ケア病棟に向かっていけると。ですのでその辺が出てくるまでにはなかなか今すぐ、何月にやりますとかそんなことにはならない。そういう装備も含めて、できた時点ではまた広報等々を作りながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

今の町長の御答弁いただきました中で、議会報告懇談会でも60床についてお話がありました3階についての部分ですけれども、私たち議員全員が出ました。議長も当然出ております。その中で私たちは住民の方、質問していただいた方に不安を煽ったような言い方はしておりません。皆さん安心してお待ちくださいということで、内容につきましては省略をいたしますけれども、私たち議員全員が皆さんの町民の方々に不安を煽ったようなことはありませんので、そここのところは誤解しないようにいただきたいと思っております。

議長

以上で、菅原 文子議員の一般質問を終わります。

内田議員

次に、1番 内田 恵子議員。

私は人材育成、ふるさと教育の観点から子ども議会の開催について伺います。南幌高校は、令和3年度募集停止が決定し、令和3年4月から通学区域が、空知南学区に加え石狩学区全域に変更となることから、高等学校の選択肢が広がり、子どもたちの学習の充実につながるものと考えます。3年後には今まで当たり前にあった高校生の先輩の姿が消えると同時に、全員が町外に出るという喜びと不安が入り混じっていると考えます。そこで南幌の子でよかったと思ってもらえるように、更なる人材育成としてふるさと教育の観点からも子ども議会の開催を提案します。子ども議会は、各自治体の記念行事として多くを占めていましたが、平成6年に政府が児童の権利に関する条約を批准し、子どもの権利条約第12条の意見表明権実現の機会を提供するため、全国の地方議会で子ども議会が開催されるようになり、一部の議会では継続的に実施されています。議会と行政の意義や仕組みを理解

してもらふことを目的に、まちづくりや教育行政など児童生徒の身近なテーマについて、小中高の連携や大学生のサポーター等を学び、町長や教育長に質問や提案をする機会を提供することは人づくりのまちとして検討に値すると思いますが、子ども議会の開催について町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

人材育成・ふるさと教育の観点から子ども議会の開催についての御質問にお答えします。ふるさと教育の観点から子ども議会を開催することは、子どもの権利条約にある「子どもが意見を表明する権利」を体験する場であるとともに、子どもたちが多様性を受け入れ、個性や他人との違いを尊重し認め合いながら成長する機会であり、更なる人材育成の場としてまちづくりにもつながる意義のあることと考えます。子ども議会の開催にあたっては、学校における授業時数や学校行事などの調整と児童生徒の過度な負担とならないよう十分に配慮する必要がありますため、小・中学校、教育委員会と協議してまいります

議 長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

再質問となりますが、まず、今年度も南幌高校を7名の生徒さんが受験されるようですから、町長も執行方針で述べられておりますが在校生や新入生に対しての変わらぬ支援をと述べておられますのでよろしく願いたいと思います。ところで子ども議会の開催についてなんですけれども、今も先ほども同僚議員が質問しておりました南幌町の大きな夢事業といいますか、そういうのに対して本当に若者はどう思っているのかなという点から、私は総合計画をちょっと遡ってみました。そして、第4期総合計画の中に10名の中学生の作文がありました。もう20年前ですけれども、その作文の中に、やはりごみがない南幌町であってほしい、それから緑を残してほしい。あと身体の不自由な方も住められるような町であってほしいとか、そして観光、何か観光で有名になってほしい。でも、ちょうど1万人から減り始めたところなんではないでしょうか、あまりこう大きな町にならなくてもいい。ごみごみしたのは嫌だから。将来その何十年後には見てみたいとか、そういうことを今私たちが取り組もうとしているこのSDGsなんですけれども、そのことが既に話されている。こういうことをやはりもっと続けるべきかなと思ひまして、また調べてみたら、なかなか国の動向とか災害とかもあり大変忙しくなってきたんですね。難しくもなってきたようなんです。だけれどもこの若者を育てることは手を抜いてはいけないのではないかと思います。人材不足とか言われております。喫緊の課題でもう今本当に大変なんですけれども、将来にわたっての将来を見越して子どもを育てる、人格に刻む、そういったことが今だと思います。やっぱり、議会もなり手不足とか言われて議会改革とか一生懸命やっておりますけれども、議会としては開かれた議会を目指し議会改革の一環として、町は人材育成ふるさと教育の観点から行政と議会が一体となり、児童生徒に子ども議会を経験していた

だき、その質問やアイデアを今後の南幌町をつくるために生かしていきたいと思えます。なるべく早い時期にできれば、高校生がいる間にこの一体となってやったという思いができればいいなと思うのですけれども、できないようであればこういう子どもたちの考えというものをどういう形か、教育委員会との連携となろうかと思うんですけれどもぜひ、また先ほども町民の皆さんに広聴をと同僚議員が訴えておりましたけれども、若者は若者の観点から何か伺う機会でもあれば、ぜひそういう機会をつくっていただければと思います。町長の考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。人材育成というのは大事なことで、将来につながるものと考えております。うちの町もかなり前に、以前やって私が許可した記憶があるんですが、ここを使っていた子ども議会をやった記憶がございます。それは何だったか、ちょっとまだ一般質問が出てからずっと考えていたんですけど、資料もないし、何で許可したのかなと思いがらいたんですが、どちらにしても、そういうことが子どもの時に経験できるようにしていきたいなというふうに思っていますし、子どもの意見を聞くのは、昨年高校生からも御意見をいただく機会がありまして、私も参加してお話をしております。また、中学生あるいは小学生、いろんなところで声をかけていただいて、子どもたちの元気な姿を見るたびにほっとしているんですが、できるだけ顔の出せるところにあるいは普段道路で出会って聞かれてもいいように、顔を出さないと覚えていただけませんので、できるだけそういうふうにしようと思って、ふらっと小学校に行ったり中学校に行ったりしていて、先生がわからなくて子どもさんたちがわかっていただいたという、それだけ触れる機会を多くしてあげたいなというふうに、それはそういう意見がちゃんと出てくるようにとそんな思いもあって、今行っているところであります。そこで、できるだけ早い機会に教育委員会とお話をさせていただきたいなと思っておりますが、ちょっとわからないのが、今のコロナの関係で春休みまで学校が休みになります。その授業の遅れを次年度でどういうふうに入っていくのかどうか、やはり子どもたちに過度な負担をかけないで、そして余裕が出てきた時にこういう形を取っていくのがいいのかなと。ちょっと今はまだ、いつやるとか何をやるかというのが見えない。教育委員会でも今子どもたちの時数が非常に今年度は少なくなりますから、その対応はこれから多分道教委のほうから出てくるだろうと思えますので、それらを見極めて、どういう形ができるのが一番いいのかまた検討してまいりたいなと思っております。やはり当時ここへ来ていろんな発言をした子どもたちが帰って行く時に聞いた言葉がまだちょっと残っているんです。やっぱりこの議場でいろいろ声を出すということは、非常に子どもたちのすばらしい経験になるということのようでありましたから、そういう経験もさせてあげたいなと、そんな

ことを思いながら教育委員会と十分検討して子どもたちに負担にならない程度に進められればとそんな感じをしています。

議 長
内田議員

1 番 内田 恵子議員。

私も視察で東京に行って国会を視察した時に、本当に一瞬のうちに自分に組み込まれる思いを感じました。ですから子どもたちにもそういう思いをと思っております。よろしくお願いします。

議 長

内田議員。2 問目に入る前に休憩をしたいと思います。よろしくお願ひします。

場内時計で、10時55分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時43分)

(午前10時55分)

議 長
内田議員

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

内田議員の2 問目の質問に移って下さい。

2 問目の質問をさせていただきます。

コミュニティ・スクールの推進について。学校運営に地域が参加するコミュニティ・スクールは、地方教育法が改正されCS、コミュニティスクール設置が教育委員会の努力義務となってから導入校は急増しているようです。本町でも平成30年5月号の広報誌で、南幌町コミュニティスクールスローガンとともに、CSのスタートについて掲載され、令和元年11月号に地域とともにある学校づくりを目指して南幌町学校運営協議会としての活動が紹介されていました。政府の方針では令和4年度までに全公立学校にCSを導入し、全小中学校に地域学校協働本部を設置することを目指しています。そこで、学校運営協議会として、支援から連携、協働より多くの住民の参画による多様な活動の実施が必要と思いますが、地域学校協働本部設置の考えを伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

コミュニティ・スクールの推進についての御質問にお答えします。本町では、平成30年4月から小中学校共通の学校運営協議会を設置し、「みんなで育てよう南幌の子どもたち」をスローガンにコミュニティ・スクールを導入し、基本方針の承認や教育活動の評価を行うとともに、学校支援の取り組みについて議論を行ってきました。学校支援については、これまで社会教育において人材登録制度による生涯学習サポーターや関係団体の協力のもと、学校支援地域本部を設置し取り組んできました。しかし、国より地域による学校の支援から、地域と学校の双方向の連携・協働を目指し幅広い地域住民の参画による多様な活動を推進する新たな体制を構築することが示されたため、学校運営協議会での議論を踏まえ、地域学校協働本部の令和4年度設置に向けて検討してまいります。

議 長
内田議員
(再質問)

1 番 内田 恵子議員。

それでは再質問させていただきます。私は、平成30年第1回定例会において、コミュニティ・スクールについて3点質問いたしました。

南幌町は、社会教育など先進的な活動をされております。とても大きな役割を果たしていただいておりますが、これからはますます期待される役割が大きいと思います。育てる、つなぐ。そしてこの団体全員が参加して地域学校協働本部の組織の母体となるように私は願っているところです。今までは組織というと各団体の長といいますか充て職が多かったのですけれども、今はもうつなぐ、連携、大きな、一人でも入って一緒にこうやっていきたいと、やっていける、そういう環境づくりが必要であろうと思います。先ほども言いましたけど、平成30年に質問して、その後ずっとこう追ってきたんですけれども、コミュニティ・スクールを。本当に難しくなっていると思います。他の団体、栗山町や厚真町でも必要なんだけどどうしようかという、でもその方向を目指すということをはっきりと明言されております。それにはやっぱりいろんな方を探り寄せて大きな組織で、私個人ではとても夢のあることだなと思うんです。学校行事に一人でも参加してみることができる。一番思ったことは多良木町との児童交流なんですけれども、これがもっと多くの方に子どもたちのこの文化の違い、それぞれの思いと言いますかそういうものを見ていただきたいなというも思います。私たちばかりじゃなくて。そのことがこのこういったコミュニティ・スクール、そして協働本部ではなかろうかと思えます。ですから今回の御答弁の中に令和4年度設置に向けて検討するというお答えをいただきました。ぜひいろんな団体を組み込んでいただいて、そして、そこで例えばこういう施設ができるよとなったら全部が広がるような。前に蔵先生がおっしゃってございましたよね。子どもたちにおしゃべりになってくださいねと、うち帰って伝えてくださいねと。私はほとんど耳学問なものですから、聞いたことをそうかなと心に留めているんですけれども、本当に皆さんそういう組織が必要で皆が集まって、その上に学校運営協議会、たくさんいけば先生方も心配されるかもしれませんが、学校運営協議会と学校側と。そしてまた教育委員会はコーディネーターの務めもするのでしょうかまだこうはっきりと定かではないでしょうけどこれから決めていただけるものと思っております。そして、何よりもやっぱり南幌小学校が統合された時に、前々教育長がおっしゃいました。魂を入れると、やっぱり教育は人を学び、自分を引き出していくものだとは私は常々思っております。ですから、小笠原教育長にもその言葉を聞いていただいておりますから、このコミュニティ・スクール、今ご自分が関わったことをしっかりと目指していただきたいと思うんですけれども、令和4年度までに準備するというような思いがあればお聞きしたいと思えます。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

内田議員の再質問にお答えいたします。文部科学省のほうで、この地域学校協働本部のあり方についていろいろと述べられているわけですが、その中には地域学校協働本部の構築に向けてはいろいろな活動全てを最初から求めるのではなくて、その地域における協働活動の進

捗状況に応じて、まずは子どもたちの成長にとって何が重要であるかを地域の皆さんで共有して、ビジョンを持つことが重要だというふうに言われております。先ほど答弁したとおり、学校運営協議会につきましては平成30年に立ち上げたばかりでございまして、学校運営並びに学校運営に必要な支援について協議を進めてまだ間もないことですから、今後の協議会で熟議の進展によりまして、既に事業展開している学校支援地域本部事業を発展させた形の中で、地域学校協働本部の設置を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長
内田議員

1番 内田 恵子 議員。

質問ではないんですけど、ぜひ行政と一緒に。人口が明治の初期に戻ると言われて、子どもたちも今の数よりふえていただきたいけれども、大切に育てていただきたいと思います。私たち民間はすぐ変化できるんですね。例えば何か起きたと、じゃあ今これちょっと休もうとか。だけれども行政というのは見ていたらこういうゆったりとした時間の中で一生をかけた時間の中でそれぞれの職務、また教育委員会は特に教育に係ることですから、左右されない中に力強く子どもを見守っていただきたいと思います。お願いですけれども、これで終わります。ありがとうございました。

議長
熊木議員

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 熊木 恵子議員。

今回の定例会で2問、町長と教育長に質問いたします。よろしくお願いたします。まず1番目。執行方針分です。子どもの遊戯施設の整備について。町政執行方針では4つの目標が掲げられ、主要施策の概要が示されています。その中の「人口減少の抑制と知名度アップの取り組みについて」質問いたします。

本町においても人口減少と急激な高齢化を迎えていることから、人口構造の変化を緩やかなものにならなければなりません。そのため、子育て世代を中心とした交流人口を呼び込むため、町内外の多くの方が交流できる子ども遊戯施設を核とした施設の整備を行い、将来的な移住人口の増加につながる施策として推進してまいりますと述べています。これまで誘客交流拠点施設整備構想として全員協議会での説明や、5月、12月の町広報に掲載され、議会でも議論をしてまいりました。私は昨年、第2回、第3回定例会で質問を行い、事業の概要や町民への説明会の開催、施設の維持管理費、総体での予算概要等を質問してきました。昨年の町政執行方針には掲載されていなかった誘客交流拠点施設整備構想は、基本設計が出ていないものを町民には説明はできないと町長は答弁し、まだ何も決めていないと繰り返し答弁されました。

しかし、本年1月の全員協議会では内閣府の地方創生交付金の申請を行いたいとの理由で議会への同意が求められました。人口減少に歯止めをかけたい、移住定住で子育て世代が住みやすい環境をつくりたい、知名度をアップさせたいとの思いは私も共有するものですが、子

子どもが遊べる遊戯施設の建設だけが解決策とは到底思えません。子育て世代へのヒアリングや若手職員、関係団体等の聞き取りをされたことは一部広報にも掲載されましたが多くの町民には情報が行き届いていないのが現実です。多額の費用がかかること、将来的なコストの試算もできておらず町民不在の建設になりかねません。町長は全員協議会の中で、補助金の確定が50%以下なら止めると明言しました。が、その決意に変わりはありませんか。補助金を申請して最終的に1年かかると説明していましたが、結論の出る時期を伺います。

私は将来の高齢化率を考えた時、交通や道路の整備、福祉、教育に係る経費を考えると、将来に大きな負担を課すこの事業は進めるべきではないと考えます。みどり野きた住まいるヴィレッジや子育て世代住宅建設費助成事業も大きく効果を上げ、移住人口が増加していますが、昨今の経済状態を鑑みるとこのまま伸びていく予想は立てられないのではないのでしょうか。南幌町を選んで移住された方が全て遊戯施設の建設を望んでいるとは思えません。移住してきた町民も、古くから定住されている町民にとっても将来の町の姿について町長が懇談会を開催し、広く公平に意見を聞き取ることこそ、今、町民が今一番求めているということではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

子どもの遊戯施設の整備についての御質問にお答えします。子どもの施設を核とした誘客交流拠点施設整備事業につきましては、道央圏連絡道路の開通、日本ハムファイターズ新球場ボールパーク建設による本町を往来する人の流れを取り組むことで、多くの子育て世代に足を運んでもらい、将来的な移住定住につなげる取り組みとして、議会との協議も行い、先般、同意をいただいたことから進めるものであります。施設建設にあたり、町の将来的負担を最小限にするため、以前から申し上げているとおり、補助金などによる町負担が50%以下になることが要件と考え、有利な補助金の確保に向けて進めており、現時点において事業内示は令和2年度末に予定されています。また、町民からの意見聞き取りについては、これまで子育て世代へのヒアリングやアンケート、関係団体との意見交換などを行ってきました。今後は施設整備の運営概要がお示しできる段階で、町民の意見を聞く機会を設けてまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

ただいま御答弁いただきまして、私、今年の6月、9月の議会でも一般質問を行いましたし、このことについては同僚議員が12月にも一般質問を行っています。その中で私が一貫して求めているのは、やはり町民に公平に意見というか説明をして、たくさんの意見をもらう。それからのことではないかということをお願いしてきました。しかし、町長は2回目の質問の時には、その時期が来たら開催するということは申しました。先ほどの同僚議員の質問と被るのでちょっと省くところは省きながら質問していきたいんですけども、12月の議

会開催の時点では、何も決まっていなかったということを答弁されてきました。それから私は欠席だったんですけども12月19日に行われた全員協議会の説明の中でもまだ決まっていなかったということでした。それから、1月に入って全員協議会の後の説明なり、特別委員会なり、あと議長主催の自由討議なりで何度も何度もこの1月、2月については議論してまいりました。その中でやはり、先ほど町長は議会の力強いお墨つきとかそういうことで同意をいただいたということをおっしゃいましたが、先ほど申しましたけれども、議会はこの間いろいろ意見を出しながら、各議員本当に真剣に考えてきたと思います。その中で確かに先日の会議の中では賛成、反対の決を取りました。そういう中では賛成が多かったんですけども、じゃあ、全ての議員が本当にその事業に対して100%大丈夫だというふうに賛成したかということ、なかなかそうではないと思います。賛成理由がはっきりしない議員もいたと思います。私は、やはり何度も今までも言っていることと繰り返しになりますけれども、こんな大事な問題だからこそ、町民との懇談を進めるといことがもう一番大事だと思います。そういう中で先ほど町長は、先日の議会懇談会の中で議会が説明するというということについても触れましたけれども、私たちは議会議員として懇談会とかそういう中ではいろいろ議会が今取り組んでいること、そのようなことについて直接町民の方にお話をして意見をもらって、それをまた持ち帰って、まとめて担当課のほうに行くものはそこに行く。それから議会がもっと議論するものとはいった形で進めています。そういう意味でいうとやはりこの大きな問題だからこそ、決定してから町民に説明するということは全く逆だと思います。先ほど町長がいろいろこう懇談をした中では、今まで何もやらないとか大きな事業が無かったからぜひ進めてほしいとか賛成の意見がほとんどだったとおっしゃいました。それなら自信をもって町民に懇談会をたくさん開いて公平に意見を聞き取るこそ、本当に何度も繰り返しますけれども必要だと思います。そこで伺います。私、昨年第1回定例会で町長の執行方針に対して、先ほどの議員は広報広聴ということでしたけれども、私は今町長が懇談会を開くべきだということを申し上げました。そういう中で町長は故郷ふれあいミーティングを開いているとか、先ほどもどこでも声かけて体が空いていればどこでも駆けつけますとおっしゃいました。昨年の質問の中で、結局は再々質問の中で故郷ふれあいミーティングは、諸般の事情があったのかもしれませんが一度も開かれていないということがそういう事実がありましたよね。それでは令和元年度は今までに故郷ふれあいミーティングは何回開かれているのでしょうか。それからいつの時期になったらということでは、先ほどの答弁の中でも施設の整備とか運営など概要がまだ今お示しできないということで、それがわかった段階で町民の意見を聞く機会を設けるとことなんですけれども、その時期をやっぱり明確にすべきだと私は思います。また、今回執行方針には子どもの遊戯施設の整備というふうになっています。

今までは、誘客交流拠点施設ということですとずっと討議してきました。なぜこの名称が変わったのか、それについて伺います。また内閣府の補助金を申請するというので、この1月になってからすごく急いで結論を出すようにということが議会に求められてきました。内閣府の補助金を申請するという事は、いつの時点でこの申請をするというふうになったのか、その辺もお答え願いたいと思います。それから、今までも話していますけれども、町民からの意見をということで、先ほどちょっと戻りますけれども町長のところには賛成ということが多いということなんですけれども、先日も私全員協議会や特別委員会の中でもずっと意見を出しているんですけれども、依然としてやっぱり町民の方からは全く何のことがわからないという声が本当に多いです。広報5月号と12月号を見てそれだけで理解しろという方が私はすごく無責任ではないかと思うんです。お金、費用がたくさんかかるということと、建ててしまってその後の維持管理費がかからないというのであればそれを良しとしたとしても、やはり多額の金額が掛かっていくのと、また整備段階でその後も修理とかいろんなことに掛かっていくと予想されます。そういうことを考えた時に今の町の状況、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、介護とか高齢化率とか考えていった時に、まだまだ考えるべき問題がたくさん残っていると思います。そういう意味では、的確に答弁をお願いしたいのと、50%なら止めるというふうに1月の全員協議会の中で町長は明言したけれども、それに対しては本当にその決意は変わらないのか、そこも伺いたいと思います。以上、再質問でお願いいたします。

議 長
町 長
(再質問)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。できるだけいろんな会合に出ながらいろんな話、町政のお話をさせていただいているのも事実であります。そんな中で、いろんな話が出た時に、私はお答えをさせていただいています。故郷ふれあいミーティングを何回やったのかと言われると今回も計画があったのですが諸般の事情で延期になっております。そんなこともあっていろんな団体の方々ともお話をさせていただいてやっていくということでもありますので。議会の皆さんには一番最初にこういう誘客交流施設をつくりたいというお話をさせていただいたと思います。もう2年以上前になるかと思いますが、熊木さんもその時に大変賛成していただいたんですね。こういう施設を考えられるなら考えなさいと。そんなお話もいただいた。ただ中身に入ってくると今度は違ったんですが、何か町もやったほうが良いとそういう声もいただいて、議員の皆さんからもいろいろやっていただいたところであります。ただ、私としてはできるだけ町の負担をやっぱり軽くしたい。将来に渡ってこの施設が重荷になったら大変だなというのが一つであります。そして、せっかく先ほど答弁させていただきましたけれども、うちの町の流れ、様子がすごい変化が来ております。これをやはり、的確にとらえていくべきではないかなと。私は、うちの町

はまだまだ発展していくとっております。そのための一つの施設として、中身をどうするかはこれからの問題です。こういう施設をまち・ひと・しごと総合戦略の中で、私は挙げていきながら町の発展に寄与していくべきではないかなということ、それは議会の皆さんには大変厳しいお願いをして申し訳ないなと思っておりますが、この事業をやることによって、やはりうちの町が発展していく。また、せっかく国のお金等々を使う時に一番有利なものを使いたいと、その時期を逸したら、結局5割そこそこの持ち出し前後になるかと思っております。それで、皆さんにまたそこで判断を求めるのは、これは議会に申し訳ないなと。ですからそれ以上の方向がありましたから、たぶん昨年12月だったと思っておりますがこういう手法をとっていくと。町の負担が減っていくから皆さんどうでしょうか検討してくださいと、そんな民間企業も入れながらやる手法が取れるようになります。それでうちにとって一番良かったのかなと。そんな思いでやっているところであります。大きな枠はやはり私は議会と町で決めていくと、中身については町民の意見を取り入れながら、いろんな施設に充実を図ってほしいと思っております。どんなのがいいのか。皆さんから要望があって子どもさんだけでなく大人も使える施設にしてくださいと早くからその要望がございました。それらも入れながら今検討しているところであります。だから、最初の話と違うんじゃないかとそんなご意見もいただきましたけども、それは皆さんの方の意見を聞いて取り入れられるものだったら取り入れた総合施設にしたほうがいいわけでありまして。交流スペースを、ちょっと多めに取ればできるのではないかなと。だからこの手法をとって国のほうで認めていただければ、当然町として進んでいくべきだと私は思っております。ですので、時間が短くて大変申し訳なかった。それはもう本当に謝りますけれどもそこだけ言われるのではなくて、町の将来を考えて今これを手を挙げていくのが私はいいのではないかということで、今議会の皆さんにお話しして、先般議長のほうから進めていいよと議会の総意、反対や賛成たくさんあったと思っております。それ当然大きな施設ですからあると当然私は認識しております。でも議会の、南幌町議会の総意として進めていいといただいたから執行方針にも述べさせていただいて、そして今国のほうに議会の同意をいただいたのでこれを進めていくんだと強力にお願いをしたいというお話をさせていただいているところであります。今後もこの事業に乗れるようにあらゆる手段を使いながら、町にとっていい施設になると私は思っていますからそれを進めていく。そして作るものの中身については、これから町民が何がいいのか。それは声を聞いていこうと思っております。いろんな形の中で声は聞ける、そんなスペースは取っていますから、そういう判断をさせていただいたということでありますので、御理解いただければありがたいなと思っております。物を一つつくるといのは賛成、反対は当然あるので、それがあの中ですばらしい決断をいただいた議会でありますから、それを持って私は今強

議 長
熊木議員
(再々質問)

く国のほうへ、あるいは北海道のほうへお願いに行っているところ
あります。

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。再々からですね失礼しました。今、町長の今の御答弁だと、まるで議会がそれを本当にこう決断してすばらしい議会だっというふうに言われたように思うんですけども、先ほど町長が熊木さんも確か賛成だったというような言い方をされましたよね。これは2年も3年もかけたものではなくて、昨年1月です。1月に昨年、その前ですね、失礼しました。その前の1月に初めて構想が出されました。その時には、私も否定しないというのは頭から箱物が何が何でもだめということをお願いしたつもりはないです。ただその1回目、1月に出された時は私もボールパーク構想に絡んで、やっぱりその町が環境の良さと交通便の良さを生かして何かをやったらどうかという質問を3年ほど前にしたことがあります。そういう意味からも自分も発言したこともあって、そうかこういうことを若い職員が考えたのかということでは思いました。ただやっぱりそれ1月にそういうものが出されて、町長の中にそういう思いがあるのであれば、当然3月の執行方針の中には何らかの形で盛り込まれるべきだったと思うんですよね。ところが盛り込まれないまま十分なその後の説明もないまま、5月に全員協議会の中で説明してきました。そして同時に5月にはすぐ広報にも掲載されました。そういういろんなことを見ていくと、やっぱり何が一番大事か。何を一番にやらなければならないのかというあたりが、その議会と町側で議決すればそれで済むということではなくて、あくまでもやっぱりこの大きな施設でありますし町民にとってもその税金が大きく使われるということを考えると全町民にやっぱりきちっとわかるように知らしめてその中でしっかりと意見を聞くということが大事で、そのワンステップ、それを先にやらなければやっぱり次にはどんどん進んでいけないものだと思うんですよね。それから今町長の答弁の中で、町民の皆さんの要望とかいろんなものが反映される場があるということで、これから決まってやっていく中でそういう意見を出してもらって使い勝手の良いものにとということなんですけれども、それだっているいろいろ今申請した補助金の中で使えるものと全くそれには該当しないものとかがあるということを考えると、その総体的にその金額がどのようになってくるのかということでは、私たち何度も説明受けている私議員の1人としてはやっぱりすごく不安に感じますので、町の町財政が今年の予算の概要をみてもやっぱり町債がたくさん使われたりという形で、本当に近隣に比べてもやっぱりすごい大幅に大きくなった予算を計上してやっていくとことで、これから大丈夫なのかということも私もそう思いますし、町民の方もやっぱり町のことに関心を持っている方が特に不安とか危惧を感じているのではないかと思うんです。ですから繰り返しますが、やっぱり丁寧に意見を聞くことがやっぱり大事で、確かに子育て世代とか若手の職

員だとか、農業者とかいろんな方に意見を聞いたということだったんだけれども、やっぱり視点を変えて、もっといろんな形で意見を聞いていかないとやはりだめだと思います。そのところ何はさておいてもやっぱりやるべきだと私は思うんですけども、そこをもう一度伺います。そして、町長はやっぱり町の未来についていろいろこう考えて自分はそういう決断したということをおっしゃいました。それであれば、私は今回のコンセプトの中に30年後も子どもと一緒にいられるということでそのことは何か素敵だなと思いました。だけれどもその30年後の将来という時に30年後までに持って行くのにどれだけの人口があって、若い人方がどれぐらい居て高齢化の中でいろいろ交通便とかいろんなことを整備するということを考えた時に、やはりお金を使い果たすのではなくてやっぱりこうストックしておくということが必要だと思います。ですから町民と色々な懇談会の中で自分たちの将来だけでなくその町の将来という時に、何よりもやっぱり子どもたちが健全に育って若い世代がどんな未来を描いているか。そしてその町の土台を築いてきた中高年の方々が安心してこの町で老後を送れるようにというようなことを含めて、いろんな意見を出してもらってそれを集約するとはすごく難しいと思うんですけども、先ほどの同僚議員の一般質問の中にもあったように若者、例えば子ども議会のことでお話があって、その時にいた10代とかその子どもたちがその時に何を考えて町の未来をどういうふうに思っているのかということ、そういうことを考えた時にもやはり今本当に必要なのはいろんな各層の町民から、そしていろいろ懇談会開いてもなかなか出てこられないというのが現実で、去年の質問の中でもやはり今までは19とかかつては開いていたけれども、19というのは町内会や自治会ですね。だけれども今は来られない人が多いんだということでもなかなか開催できないということでした。そしてどういうふうに意見を聴き取っていくのかということをやっぴりもっともっと工夫する必要があると思います。ですからそういう意味で、繰り返しですけどもぜひその町長の考えを伺いたいと思いますし、それから先ほどの50%以下なら止めるというのではその補助金の該当、その辺のところは重ねて、ちょっと答弁なかったので伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。今いろいろ議論いただいた、これはもう大事な財産として私は受けとめたいと思っております。なぜ去年は出さないで進めてきたのかと、その時には財政負担の問題がありまして、やりたいけれどもあの時点では、国のどの事業を使っても、町の負担がかなり高い金額を出さなければできない状況でありました。それから国の方針、法律が変わってきて特に去年の夏ごろになりまして、いろんなものが使えるようになってきました。ですので、これならうちの町にも取り入れても将来の財政負担率がそんなに高くないなど。やはり私も受けたとき120億を超える債権があっ

たわけであります。皆さんに努力をいただいて、税金も上げたり給料も下げたり、その思いは忘れておりません。その中でやはり次代を担う人達が交流できるスペースをつくっていくべきではないかなど。今まで交流施設でよそから来ていただくというのもありますけれども、基本は町民の子どもたちが多く使っていただきたいというのがあります。というのは熊木議員ご承知のとおり、うちの子どもたちも含めて北海道の子どもたちの体力が非常に落ちています。そのことも十分私には入っています。だから両方使えるような施設にしたいなど。これは見解でいろいろあるのかもしれませんが、そして町の負担が私が当初考えていたより負担が少なくなりそうだと、この事業に乗っかれば。だから乗っかれなかったら50%どうのこうの、また皆さんの重たい判断をいただくことになると思いますが、できるだけそんなことはしたくない。だから今、手を挙げていけば可能性としてかなり高くなります。だから申し訳ないけど、議会の皆さんにも急いでもらったというのが実情です。来年この事業取れるのかと言ったらそれは全然未定です。ですからこういうものというのはやっぱり機が熟した時に早目に手を挙げるのが私はいいのではないかなというふうに思っております。ですので、これがある程度ゴーサインが出るようになれば、当然多くの皆さん方の声も聞いて中身はどういうふうにしていくのかというのが一番いいわけでありますのでそれを取り入れながら、そして町の財政負担将来的にも大きな負担にならないそんな施設にしていきたい。これからもいろんな団体や個人を含めて要望があった所には、私は出向いていろんな話をさせていただきます。ですので、それはもう変わっていません。止めたというわけでないです。ただ相手がありますから、私は行きたいといっても来るなと言われたら行けないです。だから来なくていいよと言われたらそれ以上何も言えなかったんです。だからそういうこともありますので、いろんな団体の所にはまた足を運んでご意見をいただきたい。これはこれだけでなく町政全般にいろんなご意見をいただければ将来のまちづくりにつながる、私が言っている協働のまちづくりにつながると思っていますから、体のある限り出て行きますのでぜひお仲間がいたら呼んでいただければと思います。

議 長
熊木議員

よろしいですか。

それでは、2問目に移ります。

教育長に、地場産野菜の活用で安全安心な学校給食ということで質問いたします。南幌町食育推進計画が平成28年度に策定され「農業が持つ食のすばらしさを伝える」を基本理念に、農業体験の普及や地産地消の促進、食生活による健康づくりを目標に様々な事業を展開していくと、推進に向けた町の取り組み内容が掲げられています。学校給食における南幌産食材の使用割合は平成27年は21%、平成33年、令和3年ですけれどもその目標値は25%となっています。この中で米、小麦を使った麺類などは南幌産が使用されており、学校給食に

占める割合も大きくなっています。町内で生産される根菜、葉物野菜は近年の農家のたゆまぬ努力で品目もふえていていると聞いています。昨年の予算特別委員会の中でも、主要品目は6から7種類と報告されましたが思い切った活用を考えるべきではないかと思えます。生産者が入札する制度が妨げになり、地場産の野菜が学校給食に取り入れられない現状を改善することが必要です。道内外でも数多く地場産の野菜を活用する取り組みがされており、1年間の野菜流通の品目を提示し必要量の確保に向けて、JAや生産者と協定などが取り交わされています。また地産地消の推進として学校給食野菜などを納入して下さる生産者を募集しますといった取り組みが行われ、学校給食食材納入農家の登録によって具体的にどの時期に何を供給できるか調査しているという事例があります。

食育推進計画の中で「食べることを通じて生きる力を育む」と策定し、目的も明確に示しています。子育て支援施策により移住定住者がふえていますが、南幌町の基幹産業である農業の強みを生かした施策として、学校給食は安心安全な地場産野菜の活用で、元気に育つ南幌の子どもたちを広くアピールすることが、子育て世代にとっては大きな魅力につながると考えます。また、近年Iターン、Uターンなどで魅力ある農業経営に関わる若者もふえています。希望の持てる農業を支えるためにも地産地消に特化した豊かな学校給食を構築すべきと思いますが、教育長の考えを伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

地場産野菜の活用で安全安心な学校給食をの御質問にお答えします。南幌産の食材を学校給食に取り入れることは、南幌町食育推進計画の目標の一つである、「食育を通じたまちづくり」の事業として位置付けており、地域の食文化や主要農作物に対する理解を深めるなどの食育の推進や地産地消を促進する上で大変重要であると考えます。南幌産の野菜の使用につきましては、令和元年度からJAなんぼろと購入契約を締結し、出荷状況を把握できる環境を整え新たな南幌産の野菜を学校給食に取り入れられるよう拡充を図ったところです。これにより生産者がJAなんぼろを通じて農作物を給食に提供することができるため、今後も、JAなんぼろと出荷状況や献立の情報、を相互に交換できる環境を整え、より多くの南幌産の旬の野菜を取り入れることで安全安心な学校給食の推進に努めてまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいま答弁いただいて、生産者がJAなんぼろを通じて、農産物を給食に提供できるようになったということで今お話がありました。それでは、出荷状況や献立の情報などを相互に交換できる環境を整えているということで、どのような頻度で会議体というか開かれているのかその辺もちょっと教えていただきたいと思えます。またいろいろ調べてみますと、道内でも例えばそのどうしても農閑期というか冬の間とかはもちろん生鮮の野菜とかは出

てこないんですけれども、大豆とかいろいろこうそういう豆類とかは1月、2月でも提供できることもあって、1年間を通して例えば4月は何と何と何、5月は何と何と何、というふうに表にして書き出して、それで例えば5月のにんじんは何キロ必要だとかというところまで細かく出しているような自治体があります。そうなっていくとすごくわかりやすく、この時期にはどうしても薬物は無理だとかいろいろ出てくると思うんですよね。そうなった時に、以前も給食の関係で質問した時に、地場産町内のものがだめな時はその次は道内のもの、それでもだめな時は道外というふうになっているとお聞きしたんですけれども、なるべく地場産を多く活用するということではそういう計画づくりということがすごく必要だと思います。私も改めてこの南幌町で出している食育推進計画を読みますと、本当に南幌の基幹産業、農業を生かした町というところで、それを町民全体の食育の増進につなげるということの推進計画にいろんなことが盛り込まれています。以前南幌の学校給食がすごくおいしいというふうに話題になって、ちょうど南幌町にたくさん引っ越してこられて、そういうお母さん方もそういう声をすごく出していただいて、すごく評判になったことがあります。以前に聞いた時に、いろんな場面でちょうどその頃は南幌が少しずつ人数がふえていった時に、江別とかでも大きなスーパーとかが二つとかあって、その中で会った人たちがそういう話をしながら南幌ってそうなんだということで話題になったということその頃は聞いたことがあるんですよね。やっぱり、南幌の魅力を発信するという意味では今これだけ食に対しての関心が高まっている時に、学校給食がすごく充実しているということが一つの大きな売りというかその魅力になると思うんですよね。だからそのまちづくり、何でまちづくりにするかということ、やっぱり地場産業を生かしてそして農業経営者のことも支援するというのではすごくいい施策だと思います。農業者との交流というところでは、さっきここ何年か農猿をやっている若い世代と議会も懇談とかをした時に、やっぱり学校給食のことをお話しされている農家の方がいました。それから自分たちが作る作物にすごい自信を持っているというところで、すごく心強いなと思ったんですよね。それを一人でも多くの町民に理解してもらおうということが大事なかと、関心を持ってもらうということも大事だと思います。それから新鮮でおいしい、そして作り手の顔が見えて安心だということと地元野菜を食べることが環境も優しいということがいろいろこう報告されています。今環境問題では、地球の温暖化に向かっていろんなことが危惧されています。そういう意味では野菜とかそういうものを遠くから運んでくるというところでフード・マイレージという言葉があるように、輸送距離が短ければ短いほど資源の無駄遣いもなく、CO₂の削減にもつながることもいろいろ場面で明記されています。ですから、そういうことも考えてぜひ取り組んでいただきたいんですけれども、先ほどご答弁にあったように、今までのJAなんぼろ

と購入の契約を締結し、というところで、なかなか今までは個人農家さんがなかなか参入できなかったというところがあるんですけども、そこがもっともっとやりやすくなったのかその辺を具体的などころを伺いたいと思います。それから私も調べたところでは、質問の通告の中にも書きましたけれども、本当にいろんな取り組みの中でやられています。個人の農家が簡単に申請とかできるように、何種類かこうパターンを用意してそれでまず申請する、その時にいろいろこう農薬を使っていないとかいろいろこう安全だというところで、いろんなこういうのがあるんですけども、それを守っていただきながらやっているところでそういうのも示しながらすることで、今南幌町は生産法人の中でもたくさんあって、いろんな野菜を作っていることと、それから個人農家さんでも野菜作りにすごく力を入れていると思うんですよ。それとその個人農家さんがいろいろやっている産直とか直売所、そういう中でもいろいろこう並べられているので、そういうところからも何月はどこどここの農家さんと契約という形にもつながっていくのかなと思うので、その辺ももし考えているところがあればややすいようにということができれば、そういうものを作っていただきたいなと思います。それからたくさんあるんですけども、前に1期目の時に学校給食で質問した時に、よく産直とか何か行った時に、農家の顔が見えるといったところで写真とかを掲示して、それでブロッコリー生産しているとかというのがあって、そういうのを学校の玄関とか、うちはセンター方式なので作る所はセンターですけども、学校に運ばれていきますよね。そういうときにそうか、きょうのブロッコリーは何とかという地域の何とか産のブロッコリーです、というようなことが目に見えるっていうか、そういうことによって子どもたちも食べる意欲ということにつながっていくと思うんですよ。それからもう一つ提案なんですけれども、通学路の中で、お米とか麦とかいろんなものを見ながら子どもたちは育っています。そういう中に、例えばその通学路の所にも以前にピュアライスの看板とかそういうものが建っていたと思うんですけども、そういう形で例えばその子どもの絵でブロッコリーとか何かを書いてもらってそこにそういうものを建てるということによっても、町外から来た方もそうか南幌はここまで進んだ取り組みをしているのかということになるのではないかなと思うのでその辺もぜひ検討をしてほしいと思うんですけども、その辺はどうか。たくさん申しあげましたけれども、ちょっと再質問をお願いいたします。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの答弁をしたJAとの契約を令和元年度からスタートしたということの中で、この契約にあたっては、農協さんのほうから情報提供いただく形をまずとっております。何月から何月、あるいは何月の第何週から何週はでは何が出荷されているかという品目ごとの情報が入るようになっておりま

す。仕入れの流れとしては、本町の野菜集出荷センターからJAなんぼろが仕入れて、そして直接給食センターのほうへ収めていただく体制というふうになっております。そして個人農家の方あるいは農業法人の方がセンターのほうへ給食の食材として野菜を納入したいといった場合につきましては、農協を経由して収めていただくということも可能となりました。そういったことから一つの野菜、例えば規格がいろいろあると思うんですけれどもある程度統一した大きさのもので納入していただく条件もありますけれども、可能な限り地元産の新鮮な野菜を取り入れる状況にさせていただいたところでございます。また、子どもたちには、南幌産の野菜を使って給食を食べているんだということで、昨年で申し上げますと、昨年10月も1週間に渡って南幌町の野菜を使った南幌産給食週間というのをさせていただいております。例えば、例ですけれども10月24日でございますと、南幌産新米きたくりのご飯、それから沢煮椀、鳥のみそ焼き、キャベツ菜サラダと、そういった品目については昨日、きょうの汁物に入っている長ねぎは南幌ブランドねぎしゃん、サラダのキャベツももちろん南幌産という形で毎日毎日の食材をうちの特産に合わせた形で紹介させていただいて、子どもたちに楽しんで食べていただくそんな環境を作らせていただいております。先ほど農家さんの顔が見えるような紹介というお話もありましたけれども、やはり仕入れを一つの農家で収めればいいんですけれども複数の農家さんの場合も想定されますので、その辺の扱いについては今後内部で検討させていただければと思います。また通学路等に子どもたちの描いた絵で野菜などでPRできる、あるいは自分たちの地元産の野菜だと認識できるものにつきましては、学校と十分お話し合いをさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長
熊木議員
(再々答弁)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。今、教育長から検討していただけるということでの御答弁いただいたので、ぜひその農家さんがその農協を通してということでは今までも啓蒙されて個人の農家さんもわかっているのかもしれないんですけれども、先日ちょっと私は欠席だったんですが団体との議会との懇談会の中でも学校給食に地元の野菜を使ってほしいという要望が農家の方から出されていたので、やっぱりそこが今もっとわかるような形でぜひ周知してほしいなと思います。それから地産地消コンテストというのが実施されていたんですけれども、例えばそういう中でそこで選ばれたメニューが学校給食にというようなそういうような取り組みはできないのかなと思うんですけれども、それはどうでしょうか。それから農林水産省で実施している地産地消学校給食メニューコンテストというのがあって、それに応募すると、それでグランプリとかを取ったりすると、それによってまた南幌小学校がグランプリを取ってこういうものに掲載されたということで、またすごく町全体もそれによって知名度もアップになったりいろいろ思うんですよね。ですからいろんなそういうものに応募するということ

もぜひやったらどうかと思います。それから先ほどの南幌週間ということで私もそれをさっき質問しようと思ってて忘れたんだけど、ちょうど今教育長がおっしゃってくれたので、やっぱり地元のきょうは全部南幌のものでできている献立で皆さん食べましょうというのを既にやられているとことですごくよかったと思います。それから子どもたちがやっぱりそういうすばらしい環境の中で育った子どもが、やっぱりその農業のことを知ることで、南幌から1回出て南幌にまた戻ってくる、そういう意味で食と農の関係というのはすごく深いものがあると思うので、それは教育現場のほうで学校のほうでいろいろ組み立てて入れてくれたりするかと思うんですけども、やっぱりその教育、町としてもやっぱり今そういうことを盛り込んだ南幌の教育ということをやぜひ今後も取り組んでいただきたいと思いますけれどもお願いいたします。

議長
教育長

教育長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まず、個人農家への啓蒙の関係ですけれども、これにつきましては給食センターと農協さんのほうでも先ほど申し上げました。情報提供を農協からいただくということで考えますと、ある程度農協さんのほうからそれぞれの個別農家さん啓蒙していただけるように改めてこちらからもお願いしたいというふうに思います。それから、地産地消コンテストで選ばれたメニューとありますけれども、これ以前何かやっていたということでございました。ただいまそれをちょっと止めているということですので、その辺をもうちょっと確認させていただきたいなと思います。それから3点目の給食コンテストの参加につきましては検討させていただきたいなと思います。最後の食と農業の仕組みを考えながらという御質問でございましたけれども、本年度、小学生向けの社会科副読本を全面改定いたします。その中におきましてこの南幌産の食、あるいは農業との関わりをもう少し子どもたちにわかるような説明をできる形で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時56分)

(午後1時15分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、4番 西股 裕司議員。

西股議員

町長に、災害に対する考え方についてお聞きいたします。毎年全国で大きな自然災害が発生しています。南幌町は近年大きな被害を受ける自然災害はありませんが、過去において数多くの被害を受けている水害については、「千歳川河川整備計画」に基づき事業が進められている晩翠遊水地が供用開始となり、台風等の大雨による被害は少なくなると考えられます。大きな自然災害が予想される場合、町は防災計画に基づき対策を講じます。しかし、自然災害の中でも地震はいつ発生す

るのか予測がつきません。南幌町に影響を与える地震発生の要因の一つと言われる活断層は、当別を中心とする当別断層帯。千歳から苫小牧にかけての石狩低地東縁断層体、これは南部です。それと美唄市から早来町にいたる石狩低地東縁断層帯（主部）があります。平成30年9月発生の北海道胆振東部地震は、逆断層型で、プレート内で発生した地震と言われ、南幌町においても震度5弱を記録。大規模な停電に見舞われたことは記憶に新しいところです。本年度の防災訓練ではそれらのことも踏まえて、台風等による風水害を想定した災害対策本部設置運営訓練が予定され、災害発生時の情報伝達や避難誘導の体制づくりを計画しています。先に述べたとおり、台風等による風水害は天気予報等で事前に準備ができる時間が比較的あると考えますが、地震の発生は予測がつきません。日頃からの防災意識の啓発により、迅速に対応できるようその対応策が必要と思います。町長に災害に対する考え方について、次の3点を伺います。

1つ目、南幌町は担当部署によって違いはありますが、震度4以上の発生で庁舎等に集合となっておりますが、国の災害時の対応として、まずは自分自身の身を守る行動をと言われております。大規模な地震発生時は計画どおりに行動することができるのか。

2つ目ですが、前回の胆振東部地震の際は、南幌町では職員が中心となり安否確認を行ったと聞いておりますが、情報インフラが使用不可能の場合は、地域との連携が不可欠と思います。行政区との連携についてはどのように考えているのか。

3つ目、災害の被害を最小限にとどめるため、一般住宅の耐震不足住宅はどのくらいあるのか把握しているのか、また耐震不足の住宅に対する町からの周知は行っているのか。

以上3点、お願いいたします。

町長。

災害に対する考え方についての御質問にお答えをします。いつ、どこで発生するかわからない災害に対応するため、地域防災計画に基づき、防災拠点施設や災害備蓄品の整備訓練の実施により、防災対策に務めています。1点目の御質問については、災害発生時には職員初動マニュアルに従い、国と同様、家庭内の応急措置、家族の安否確認を行った上で登庁し、対応を行います。しかし、災害の規模などにより状況が異なることから、その時々で最善の対策を取るべく、日頃から訓練、研修により迅速な初動対応が行えるよう努めてまいります。

2点目の御質問については、胆振東部地震においては、停電による電話などの通信インフラが使用できない状況から、防災無線による情報発信を行うとともに、要援護者については職員が直接自宅に出向き、安否確認を行うなどの対応をしたところです。災害時には、地域住民が役割を分担しながら地域を守るという取り組みが必要であり、地域内での安否確認体制の構築など、引き続き行政区・町内会と

議 町 長
町 長

議長
西股議員
(再質問)

の連携に努めてまいります。

3点目の御質問については、町内には約3,200戸の一般住宅がありそのうち耐震性を有していない住宅は全体の20%程度と想定しています。耐震不足に対する個別の周知は行っていませんが、現在開設している住宅相談窓口や広報誌、ホームページにおいて、住まいに関する情報を提供してまいります

4番 西股 裕司 議員。

ありがとうございます。今の中の3番目の関係からまず進めさせていただきますが、今の耐震化率の関係では約20%が不足しているというようなお答えでございました。これについては去年の12月の調査結果かなというふうに思います。これは南幌町の強靱化計画の素案の中で1月に示された数字だと思っております。これを2026年までに、95%まで引き上げると言っております。住宅のリフォーム事業ですとかそういうのを持ちながら進めるのだろうというふうに思いますが、住んでいる方が昭和56年の建築基準に該当しているかどうか、そこをやはりいろんな形でお知らせするのが必要ではないでしょうか。年に1回の防災に合わせて広報等でお知らせするのではなくて、あなたの家は危険ですよ、もう1回見直しませんかというようなことで、住んでいる方にそういうような危険があるんだということを周知していただきたいなというふうに思います。そして1点目、2点目というのはちょっと関連があるような内容になっております。私は職員の皆さんが、全員すぐに集まってそれで対策本部を立ち上げてそしてやるんだというようなことでこれはちょっと考えたわけではないです。やはり、災害が起きて一番最初にやらなくてはならないことというのは、やはり、自助というか自分でどうやって命を守っていくのかということが一番になるのかなというふうに思っております。ですから、この自助という部分と共助、近くの方が助け合うというような部分をやはり最大に生かすような防災対策というものをやはり打っていかなくてはならないのではないだろうかというふうに思っております。役割分担によって、防災体制を構築するだとか防災の教育を行うというこういうような必要があるのではないだろうかというふうに思います。確かに町の職員が来て全部やるということは一番必要かとは思いますがもう当然無理な話だと思います。ですから、自助でどのくらいまでカバーできるのかという部分を、もっともっと啓発していただきたいなというふうに思います。それと自主防災組織の関係なんですけど、これについては先ほどからいろんな形で町のほうで町民との対話が少ないのではないだろうかというような話は出ておりますが、やはり町のいろんな意見を求めるときに、おおむね広報ですとかホームページ、パブリックコメント、フェイスブックが中心になっているというような感じなんですけど、やはり人と人とが向き合って話していないと、この辺というのは十分にわかり合えないのかなというふうに思います。私は農協の時に、年に3回ぐらい組合員との話し合いの

場を作っているわけなんです、それでも全部が全部皆満足しているという形にはならないです。ですからやはりこういう対話というのは回数をふやすことで、やはり町内会を中心とした自主防災組織というのはできるのかなというふうに思います。ですから先ほどからいろんな同僚議員、も言っておりますけれども、町がやはり町民のもとに出て行っていろんな対話を深めていくというような形でいただきたいなというふうに思います。その辺の考え方もお聞きしたいと思います。それと最後なんです、町長はやはりこういう災害のときに対策本部の本部長というような形に絶対なるわけですから、その時の中で、やはり町長は防災対策の基本というものをどういうふうに考えているのか。それと防災活動の目的というものをどういうふうに捉えているのか、この辺の考え方についてもお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。まずは災害、いろんな災害がありますけれども、西股議員も調べられたと思いますが、私も起きた東北の大震災もう間もなく9年になりますけれども、そこの首長さん、あるいは熊本の地震の首長さん、おとし地震が起きた厚真を中心とした3町の首長さん、それぞれいろんなお話もいただきまして参考になることがたくさんあるのかなと思いつつながら、わが町に帰ると、何でこれがうまく伝わらないのかという思いもしております。というのは、西股議員から言われて最近うちに何も災害がないと。どこも大きな災害があっていますが、うちは幸い山がない。二次災害もないと。住民の安心が、その辺にもあるかなというふうに思っています。ただ最近の異常気象は何が起きるかわからない。そして地震もどこで何が起きるかわからない時代でありますので、やはり議員から御指摘あった自助、共助、公助、この辺がきちっと確立ができないとだめなのかなというふうに思っております。そこで一番いいのは、やはり地域で守ると、地域防災組織が地域でできてくれれば一番いいのですが、それには今居るそれぞれ町内会、行政区の役員さん方に御理解をいただいてそういう場に出ていきながらこれは地域担当職員制度やいろいろ出前講座、今いろいろやっつけていただいているんです。ある程度そういう体制づくりをきちっとしていかないとだめなのではないかなというふうに思っています。昔と違うのは、個人情報この辺の問題もあるものですから非常に今動きづらい体制であります。それぞれの係、民生委員等々がございますそれぞれの地域に。その方々も行き交えてできれば地域で作っていただくのが、役場に来て役場からすぐ発信するというのがなかなか大災害の時にはできませんので、やっぱり地域の人が地域で判断できる体制づくりは必要なので、これからもそういうお話をさせていただいて、いろいろ行政区・町内会の会長さんたちで自主防災組織にいろいろ検討をいただいております。それらを合わせながらやっていかなければなりませんので。いろいろあろうかと思います。

が、私はやっぱり住民の安全を守るのが私の仕事だと思っています。防災対策については、そういうことではないからそこに尽きるのではないかなど。住民の安全を守れないやり方はできないと思いますので。そういうふうなことも含めながら進めていこうと思っています。住宅の関連でいくと、今住宅リフォームで、結構それで改修をやっていただいている方もおりますので、そういう情報を発信しながら、古い住宅の改修ができれば一番いいのかなというふうに思っていますが、熊本、東日本、厚真のそれぞれ平らなところの住宅については、傾いたりはしておりますけれどもそんなに潰れているわけではありません。調べた結果、そういうことの結果が出ているようであります。ですので、私どもは平地でありますからまず起きた時にどういう初動がとれるかどうか。このことは、職員も含めて住民の皆さんにも徹底していかなければ、起きた時に大変だろうというふうに思っております。一番良いのは、地震のときは急いで動くのが一番だめだと各首長さんから教えていただきました。状況を把握しながら行動していくのが一番良いということですので、うちはそれができる体制かなというふうに思っておりますので、そこをこれからも訓練やらいろんな情報を使いながら皆さんに発信をしていきたいし、できれば地域防災組織が各地域でできていただくのが一番いいのかなど。そこへ向けて情報発信、あるいは混乱が少ないというお話をいただいておりますので、今の行政区、町内会の会長さんたちにまたお話をさせていただいて、そういう声があるのでぜひ呼んでいただいて、あるいは私が行きますのでそういう場を作っていただきたいというお話はしていきたいなど。皆で作る組織がなければ、我々が何ぼ笛を鳴らしてもできなければこれどうしようもない、理解をしていただくというのが一番だと。それは自分の命を守っていく、地域を守っていくということにつながりますので、そのところは力強く発信していきたいなとそんなふうに思っています。

議 長
西股議員
(再々質問)

4 番 西股 裕司議員。

今お答えいただいたんですが、私、防災対策の基本と目的ということちょっとお尋ねしていたのですが、私が考えている部分では、やっぱり災害のイメージをどのようにするのかということが防災対策の基本になるのかなというふうに思います。災害をイメージできない場合には、適切な準備はできないのではないだろうかというふうに思っております。それと防災活動の目的は何かと言った時には、人が死なない防災対策を作らなくてはならないというのが第一だと思います。やはり人命第一ということで置きかえて進めていただきたいなというふうに思います。やはり、イメージを持つということは地域の特性、こういうところを把握してないと、できないはずだと思います。例えばもう一つなんですが、震度7以上で想定される被害というのは、どのぐらいあるのでしょうか。こういうのを町のほうでイメージとして持っているのでしょうか。震度6以上ではどういうふうになるだろう

かと。そういうところを十分持っているだろうかというデータをやはり持ってはならないのではないかなど。その被害状況に合わせてやはり迅速に動けるような防災対策というのが求められるのではないだろうかというふうに思います。これは埼玉県宮代町のアンケートの関係だったんですが、地震が発生した場合に頼りになるのは何なのかというところですが、1番は近所の方ということで32%、2番目は家族ということで、2つ合わせて約半数以上が、そういうような身近な所の人を頼りにしているというふうになっております。その他で、やはり消防団ですとか町ですとか、そういうようなものが示されるわけなんですが、やはり身近なところの組織というのは早急にやっぱり作っていかなくてはならないと。これは今言われた問題でなくて、毎年みたいな形で作っていくよと示されているのをいろんな所で見るとは思いますが、実際にはまだ全然できていないというのが現状かなというふうに思います。ですから、これは自主防災組織というのは、いつまでに最低でもどのぐらいを作ろうかというような目標を持って動いてほしいなというふうに思いますので、この辺についてのお考えをお願いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長

西股議員の再々質問にお答えをいたします。一応、国や北海道や町の基準がありますので、それに基づいてやっています。うちが震度6、震度7がどうのこうのとこれはデータ的には何もありませんので。ただ言われているのは木造住宅の2階建ては震度7でもかなり強度が高いと。ですので、うちの町のほとんどがそういう体制でありますので、だから先ほど申し上げたように、地震の場合は初動をあまり動くなと、状態を把握してから行動に移せというのが地震の災害の時には一番大きな基本になるようです。これは経験者から言っていたのでそれで二次被害が出ていると。山がないのだからそんなに急ぐ必要ないという教えはいただきました。ただ、それだって間違いないということではないので、ただそのことをしながら皆さんとやっていかなくてはならないし、やはり全国各地で大きな災害が起きていますので、そういうことも照らし合わせて、そういう意識が高まるようにこれから各地域にお話もさせていただきますし、当然行政区長会議で何回もこれまでも言っておりますけれども、足りない分の組織をつくるために何が足りないのかそれも言っていて、私どもが入り込んでできるだけ早くできることが一番だと思っておりますので、私はそっこのほうにしていきたいなど。やはり強制ではないですよ。やっぱり自主的にそういう気運になっていただければ、いざ災害の時には動かない。これもデータの的にあるようです。だから、自分たちでまずそういう気運に持ってもらうというのが一番ではないかなというふうに思っていますので、やはり住民の安全、命を守るためには、そこをきちっとやっていかないと守れないと思っています。それは胸の中にありますので、まず皆さんが笑顔で住めるようなまちづくりに

議 長

向かっていきたいなとそんなふうに思っています。

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後1時36分)

- 議長 おはようございます。
去る3月9日より予算審査特別委員会のため休会となっております、令和2年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は10名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程24 議案第20号 職員の服務宣誓に関する条例の一部改正する条例制定についてを議題といたします。
- 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第20号 職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。総務課長。
- 総務課長 それでは、議案第20号 職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。
初めに改正の概要について申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月より会計年度任用職員制度を導入すべく、昨年12月第4回議会定例会において、関係する条例を提案し議決をいただいたところですが、総務省より、本年1月に会計年度任用職員の服務宣誓について、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることから、条例に例外規定を設けるよう通知があったことから、今回改正を行うものでございます。それでは、別途配布しております議案第20号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所となります。
第2条に第2項として、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる旨の規定を追加するものです。
附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。
以上で議案第20号の説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声)
御質疑ありませんので質疑を終結させていただきます。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。
(なしの声)
それでは採決いたします。
議案第20号 職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 25 議案第 21 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 21 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

議案第 21 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの条例の一部改正は、引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の改正に伴う規定の整備でございます。

それでは別途配布しました議案第 21 号資料固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第 6 条 書面審理の規定、第 2 項中の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」、通称をデジタル行政推進法、引用条項、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、弁明書の取り扱いを明確にするため、文言を正副 2 通の弁明書の提出があったものとみなすとする規定に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第 21 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第 21 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 26 議案第 22 号 南幌町町営プール設置条例を廃止する

条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第22号 南幌町営プール設置条例を廃止する条例制定につきましては、夕張太プールの廃止に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 生涯学習課長 内容の説明を求めます。生涯学習課長。

それでは、議案第22号 南幌町営プール設置条例を廃止する条例制定について御説明いたします。南幌町夕張太プールにつきましては、令和元年度をもって廃止することから、本条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第22号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第22号南幌町営プール設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程27 議案第23号 国民健康保険町立南幌町病院条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第23号 国民健康保険町立南幌町病院条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方自治法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 病院事務長 内容の説明を求めます。病院事務長。

それでは、議案第23号 国民健康保険町立南幌町病院条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。今回の改正は、地方自治法の改正により、地方公共団体の長などの損害賠償責任の一部を免除する条例が新規に制定されたことから、現在の第242条の2が繰り下がるものでございます。別途配付しております議案第23号資料 国民健康保険町立南幌町病院条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が改正前、左側が改正後になります。アンダーライン部分が改正部分でございます。

議会の同意を要する損害賠償責任の免除、第4条、法第34条中、「第243条の2第4項」とあるのを「第243条の2の2第4項」に改正する。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第23号 国民健康保険町立南幌病院条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程28 議案第24号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第24号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、民法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 それでは、議案第24号 南幌町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例の改正につきましては、令和2年4月1日から施行します、民法の一部を改正する法律に基づくもので、この民法の改正では債権関係の見直しが行われ、法定利率が現行の5%から3%に引き下げられ、市中金利の動向に合わせて変動する制度の導入がなされることから、国営土地改良事業負担金の元利均等年賦支払利率の改正を行うものであります。別途配布いたしました議案第24号資料 新旧対照表で御説明させていただきます。表の左側が新条例、右側が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点であります。

第5条第2項は、徴収の方法等の規定で「利率を年5パーセント」から、「利率は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2号に規定する農林水産大臣が定める率」に改正するものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

議 長

以上で、議案第24号についての説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第24号 南幌町国営土地改良区事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程29 議案第25号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第25号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定につきましては、民法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第25号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。初めに、改正の経緯について御説明いたします。このたび、民法の一部が改正され、公営住宅管理標準条例の見直しが行われたほか、これまでの制度改正に伴う修正が行われました。主な改正点は、入居者資格の緩和、保証人保護に関する改正、修繕費用の負担の改正、法定利率などに関する改正でございます。

別途配布している議案第25号資料新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、下線の部分が改正点でございます。

第6条は公営住宅標準条例が改正され、入居者の資格を最小限の条件に緩和するものです。第1項では老人、身体障害者その他の者を削除し、被災者に東日本大震災などを加えます。第2号では、イを入居者の心身の状況、または世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合と改め、ロを削除するものです。次ページ、第4号は、市町村税等の滞納者でも様々な事情があり、配慮すべき場合もあると考えられることから、滞納していることだけで公営住宅に入居できないことが生じないように削除するものです。

第7条第2項は、先ほど削除した第6条第2号、ロを入居者資格の特例として災害にかかわる場合は、所得額に関する規定を改めるもの

です。

第9条第5項に夫の寡夫を加えます。

第11条は、次ページにかけて住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供する公営住宅の目的を踏まえると、従来必要とされていた連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者も入居できるよう、連帯保証人制度の見直しを行い、連帯保証人に代わり、緊急時の連絡先に改めるものです。

第18条は、家賃の滞納があった場合に、敷金をその弁済に充てることできるように第3項を加えます。

第20条は、退去時の修繕について入居者が負担するものを別に定め、通常の使用による損耗及び経年劣化によるものは町が負担することに改めます。

第21条第1項、次ページになります。第4号は、前条第1号の改正による文言の整理です。

第30条第1項及び第2項は、これまでの制度改正による文言の整理です。

第41条は、法定利率に関する見直しが行われ、現在年5分の割合としている固定利率を、金利動向に合わせて利率が自動的に変動するように法定利率に改めるものです。

第52条及び次ページ第53条は、これまでの制度改正による文言の整理です。

第62条は、第18条の項の追加による項ずれを改めるものです。附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で議案第25号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第25号 南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程30 議案第26号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第26号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定につきましては、民法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては都市整備課長が説明い

議 長
都市整備課長

たしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第26号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。改正の内容は、公営住宅条例と同様、民法の一部改正により入居者資格の緩和、法定利率に関する改正が行われたことによるものです。別途配布している、議案第26号資料新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例、下線の部分が改正点でございます。

第6条、入居者の資格のうち、第4号で市町村税等を滞納していることだけで入居できないことが生じないように、第4号を削除するものです。

次に、第17条第3項は、法定利率に関する見直しが行われ、現在年5分の割合としている固定率を金利動向に合わせて利率が自動的に変動するように法定利率に改めるものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 南幌町子育て支援住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程31 議案第27号 南幌町排水設備改造資金貸付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第27号 南幌町排水設備改造資金貸付条例の一部を改正する条例制定につきましては、民法の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第27号 南幌町排水設備改造資金貸付条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。改正の内容は、南幌町公営住宅条例と同様、民法の一部改正により、保証人保護に関する改正が行われたことによるものです。別途配布している議案第27号資料新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前

の旧条例で、下線の部分が改正点でございます。

第2条第4項中、「確実な連帯保証人」を「緊急時の連絡先」に、第10条中「連帯保証人」を「緊急時の連絡先」に改めるものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第27号 南幌町排水設備改造資金貸付条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程32 議案第28号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第28号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、道路構造令の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第28号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。初めに改正の経緯について御説明いたします。道路構造の技術的基準は、国の基準を参酌し、町がそれぞれの判断により条例で制定することになっております。この度、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯に関する規定を新たに設け、新たに整備する道路において自転車通行帯の設置の推進を図るため、道路構造令の一部が改正されたことから、町の条例においても自転車通行帯に関する規定を設けるものです。別途配布している議案第28号資料新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で下線の部分が改正点でございます。

1ページ下段から2ページにかけて、第9条の次に第9条の2として、自転車通行帯の設置の要件の規定を新たに加えます。内容は自動車等の交通量の多い道路には、道路の左端に自転車通行帯を設ける規定、並びに自転車通行帯の幅員を定める規定となっております。

1 ページに戻りまして、第5条第1項、同条第5項、第7条第2項、次ページ第11条第1項、次ページ第12条第1項、第31条第3項、第39条第1項、及び次ページ第2項は、第9条の2に自転車通行帯を加えたことによる文言の整理です。2 ページに戻ります。

第10条第1項及び第2項で、自転車道の設置要件として、自転車通行帯の規定を加えたことにより、自転車道については設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加するものです。

附則として、施行期日 この条例は公布の日から施行する。経過措置としまして、この条例は施行の際、現に新設または改築の工事中の第3種または第4種の町道であって町が管理する者については、この条例による改正後の南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例第9条の2、並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第28号 南幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程33 議案第29号 南幌町営住宅管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第29号 南幌町営住宅管理条例を廃止する条例制定につきましては、町営住宅の廃止に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第29号 南幌町営住宅管理条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本廃止条例につきましては、町営住宅として管理していた元町特定目的住宅につきまして、令和元年度において解体、撤去したことから、本案を提案するものでございます。南幌町営住宅管理条例を廃止する条例、南幌町営住宅管理条例（昭和52年南幌町条例第21号）は廃止する。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上で、議案第29号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第29号 南幌町営住宅管理条例を廃止する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程34 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、年度ごとの承認案件でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程35 発議第2号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程36 発議第3号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程37 発議第4号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第5号から追加日程2 報告第1号までの2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第5号から追加日程2 報告第1号までの2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第5号 民族共生の未来を切り開く決議を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

決議案の提案理由を申し述べます。皆様御承知のとおり、北海道には弥生時代がなく、13世紀ごろまで縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。2019年4月には、アイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民民族であると初めて明記されました。このようなことから、アイヌ文化の復興・発展の拠点として、白老町にウポポイ・民族共生象徴空間が開設されるこの機会に、道内各地の自治体から先頭に立って民族共生社会を作りあげていくという決意を表明したく、決議案を提出するものであります。議員各位の賛同をお願い申し上げ、私からの提案理由といたします。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第5号 民族共生の未来を切り開く決議については提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり決議することに決定をいたしました。

●追加日程2 報告第1号 令和2年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

6番 本間 秀正議員。

本間議員

令和2年3月11日付け、南幌町議会議長あて、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第10号 職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議案第13号 令和2年度南幌町一般会計予算

議案第14号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和2年度南幌町病院事業会計予算

議案第16号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第17号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第18号 令和2年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第19号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案について、3月9日、10日、11日の3日間において慎重審議をした結果、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長 ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員 質疑ですか。はい。失礼しました。私も3日間に行われた予算委員会でいろいろ質問してきまして、賛成するところもたくさんあるんですけども、予算特別委員会の中では、一括賛否を問うというところで反対いたしました。質疑についてはありません。失礼しました。

議長 ほかに御質疑ありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

令和2年度各会計予算及び関連条例に対する討論を行います。初めに反対討論を許します。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員 令和2年度南幌町各会計予算に反対の立場で討論を行います。

令和2年度各会計予算編成の概要は、一般会計70億5,760万2,000円、前年度対比19.6%の増額。特別会計29億6,691万9,000円、前年度対比7.9%増額。合計で100億2,452万1,000円。前年度より15.9%の増となっています。歳入では町税、地方譲与税、地方消費税交付金などが増額となっています。歳出の主な事業は、総務費で役場庁舎の改修に7億4,553万9,000円。誘客交流拠点施設整備事業の基本設計に1,523万5,000円。子育て世代住宅建設費助成事業に4,000万円。防災設備事業として、保健福祉センター非常用発電機設置工事、役場庁舎防災倉庫設備工事に1億5,279万5,000円。防災対策事業で915万9,000円。この他に、衛生費では南空知公衆衛生組合破碎処理施設改修負担金が5,500万円。長幌第2浄水場改築負担金事業に3億1,994万円が大きな事業として予算計上されています。他にも町民の生活を支える住宅リフォーム助成事業や成人保健事業、また教育費では少人数学級教職員加配事業、芸術文化推進事業

などが予算概要に示されています。介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、病院事業会計では、地域医療を担う町立病院の維持のための予算が計上されています。予算審査特別委員会の中では、予算編成に当たって各課の説明があり、質疑の中で一つひとつ丁寧に答えていただきました。予算編成に当たっては厳しい予算の中で各課においては苦勞され、努力されたことに敬意を払うものです。今回のコロナウイルスの発生での担当課の素早い対応も、質問をする中で理解することができました。

私は、今年度の予算に盛り込まれた誘客交流拠点施設整備事業について、この間、議会一般質問の中で、9億2,400万円と巨額の費用がかかる事業であり、建設後の維持管理費など説明が不十分であること、全町民に対して建設するか否かについての意見徴収や説明会の開催が必要であることを述べてきました。しかし、何も決まっていない、基本設計ができてから町民や説明する、との答弁で全く納得いきません。人口減少が続き、少子高齢化の波は本町にも押し寄せていることを考え、町の活性化に生き残りをかけてこのような誘客交流施設の建設を考えた町長の思いは理解しつつも、今、進めるべき事業とは思えません。今までにも、国の進める事業に乗り多くの自治体が建設を進めた遊戯場をはじめとしたリゾート施設などは、ことごとく町の大きな負担となり、失敗となった自治体が多いと思います。私は、町の将来に負の遺産を残すことにつながらないかと大変危惧しています。ボールパークが北広島に決まり、本町を取り巻く交通の流れや人の流れも大きく変わってくると思いますが、今、一度立ち止まって考える必要があると考えます。補助金に頼って建設したばかりに、町として本来の目的に使えない施設になってしまった苦い経験を思い起こし、冷静な判断を求めます。予算編成概要では、本町の財政構造を踏まえると、大幅な町税収入や地方交付税の増加が期待できないこと、経済的経費や社会保障費の増加、さらに、今後は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設改修などによる投資的経費の増加が見込まれるなど、本町の財政は引き続き厳しい状況が続くものと考えます、と述べています。このように厳しい町財政を直視し、今、町民が何を求めているのかニーズ調査を行うとともに、新しく南幌町に移住された方やこれまで町の発展に寄与してこられた町民の皆さんと一緒に、町の将来について大いに議論し、冷静に考える時ではないでしょうか。私は、予算の全てに反対するものではありませんが、誘客交流拠点施設整備事業が多くを占める本予算は認めることはできません。地方自治体の役割は、そこに住んでいる地域住民の暮らしと福祉、健康、生活を守ることではないでしょうか。以上のことから、私は令和2年度各会計予算に反対いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

議 長

次に賛成討論を許します。

石川議員

7番 石川 康弘議員。

第1回定例会に提案されました、令和2年度一般会計及び6特別会

計予算並びに関連する3条例について、賛成の立場で討論をいたします。

令和2年度一般会計予算総額は70億5,760万円、6特別会計では29億6,691万円、総額100億2,452万円となっております。前年度である平成31年度予算に比べ13億7,497万円、率にして15.9%の増となっております。令和2年度予算は、第6期総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を基本に、歳入は国の制度改革の提供や地域動向を十分に考慮し、歳出においては事務事業の効率化、内部管理、事務的経費の削減など、第2次行財政改革実行計画加速化プランの取り組みに基づいた編成としています。主な事業としては、役場庁舎改修事業、みどり野きた住まいるヴィレッジ第2期事業、子育て世代住宅建築費助成事業、非常用発電機設置などの防災設備事業、長幌第2浄水場改築事業、地域おこし協力隊の増員、町道及び公園長寿命化修繕事業、教育では小学4年生と6年生での小人数学級教職員加配事業など、厳しい財政状況の中でも町民の要望に沿ったメリハリをつけた予算措置であると考えます。

特に誘客交流拠点施設整備事業は、本町にとって重要な課題である人口減少と人口構造対策、及び子育て環境整備の一環として、子どもの室内遊戯場を核とした交流拠点となる複合施設を整備するものがあります。年々減少している本町の人口、2045年には4,000人台にまで減少すると警鐘が鳴らされている時に、何もせずにこのままでいて良いのでしょうか。きた住まいるヴィレッジや移住促進事業などにより、近年少しずつ成果が上がっている中で、この後、道央圏連絡道路の開通や日ハムボールパーク構想など、本町を取り巻く環境が大きく変わろうとしている時、それを追い風にして町を発展させるための事業であると思います。多くの町民の声を聞くべきとの御意見ですが、次代を担う子育て世代を中心に多くの人たちからのアンケートや意見を募ってきたことは、議員も既に御存じであると思います。わざわざ南幌町に遊びに行きたくなる、町内外からの人がともに交流を持てる施設、そんなコンセプトに期待し、30年後も子ども達のいる風景を実現させていくことが、今を生きる我々の責任であると思います。

以上のことから、私は予算審査特別委員会に付託された、令和2年度一般会計及び6特別会計並びに関連条例に賛成をするものです。議員各位におかれましても賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

ほかに討論の御発言があれば、発言を許します。

(なしの声)

討論がありませんので、討論を終結いたします。

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては、起立採決を行います。

議案第10号 職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 令和2年度南幌町一般会計予算

議案第14号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和2年度南幌町病院事業会計予算

議案第16号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第17号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第18号 令和2年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第19号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立8名、着席1名)

どうぞ御着席下さい。

賛成起立多数であります。よって本10議案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。これをもちまして閉会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

長期間ご苦労さまでした。

(午前10時25分)